

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 災害応急体制
- 第2節 地震・津波情報の収集・伝達
- 第3節 被害情報の収集・伝達・報告
- 第4節 災害広報
- 第5節 応援派遣要請と受け入れ
- 第6節 消防活動
- 第7節 救出・捜査
- 第8節 応急医療
- 第9節 遺体の処理・埋葬
- 第10節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営
- 第11節 交通対策・緊急輸送
- 第12節 災害時の警備対策
- 第13節 生活救援対策
- 第14節 建物対策
- 第15節 廃棄物処理・防疫
- 第16節 災害ボランティアの活用
- 第17節 要配慮者への対応
- 第18節 公共機関・施設の応急対策
- 第19節 応急教育活動
- 第20節 農林漁業対策
- 第21節 災害救助法の適用

災害応急対策計画は、災害発生時に、市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、基本方針、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

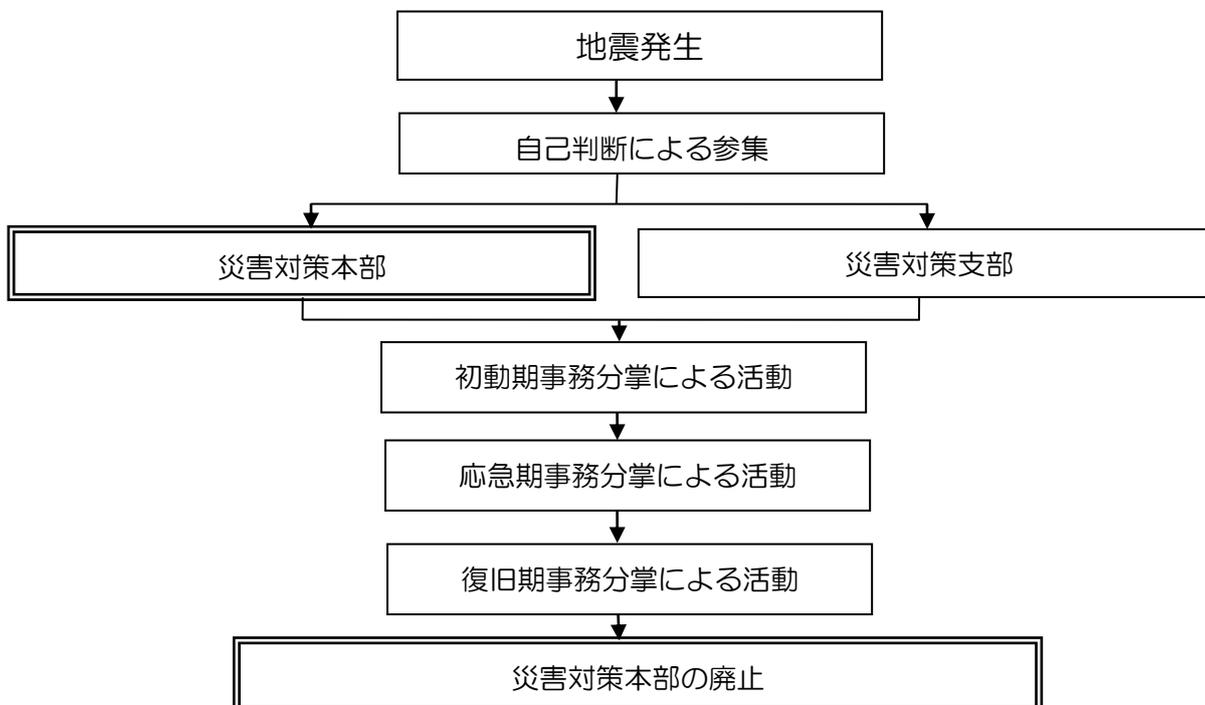
各対策は、大規模な地震災害が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過にしたがって、実施する対策を時系列に示し、それぞれの対策の担当者、連携する機関、対策の概要について記載している。

第1節 災害応急体制

地震・津波災害が発生した場合、市は市役所に災害対策本部を設置し、職員の動員・配備を行い、必要な応急活動を実施する。また、注意報・警報が発令された場合には、災害警戒本部を設置し、災害への警戒活動を実施する。

この節は、災害対策本部等の設置場所、職員の配備基準、勤務時間外の参集場所、各部班の事務分掌等、災害応急体制に関する措置について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策本部の設置 ●初動期事務分掌 	<ul style="list-style-type: none"> ●応急期事務分掌 	<ul style="list-style-type: none"> ●復旧期事務分掌
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所、所属先に参集 ●居住地に近い災害対策支部に参集（市役所参集が困難な職員） ●避難所に参集（災害時地域指定職員） ●災害対策本部の設置 ●初動期事務分掌 	<ul style="list-style-type: none"> ●応急期事務分掌 	<ul style="list-style-type: none"> ●復旧期事務分掌



〈応急対策の事務の流れ〉

第1 災害対策本部

市長は、災害が発生し、またはその恐れがある場合で、防災の推進を図るときは、法第23条第1項に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、同条2項及び第3項により本部長には市長を、副本部長には副市長及び消防長を、その他本部員には市の職員を充てるものとする。

1 本部の設置基準

市長は、震度5弱以上の地震が発生したとき、若しくは震度5弱未満でも被害の状況によって本部の設置が必要と認められるとき、津波警報が発表されたときに本部を設置する。

2 本部の設置場所

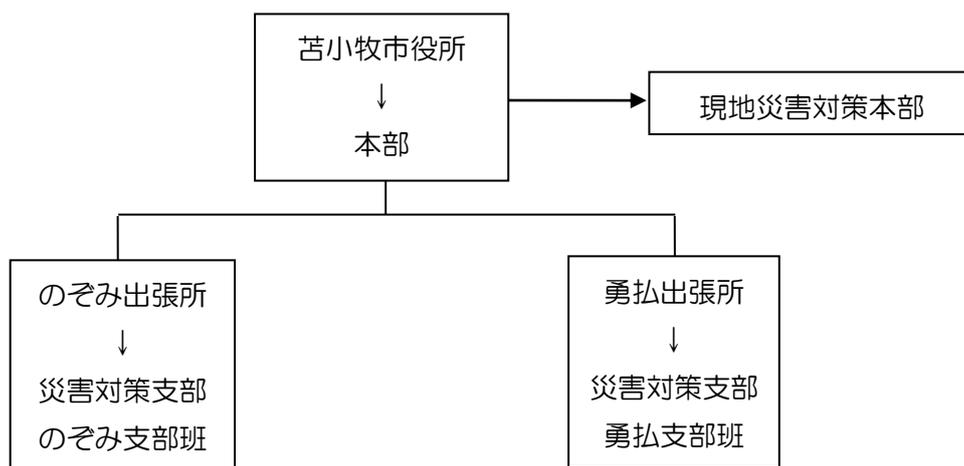
- (1) 本部は市役所内に置く。
- (2) 本部を設置したときは、市役所正面玄関及び本部室前に「苫小牧市〇〇災害対策本部」等の標識を掲示する。

3 災害対策支部

地域の防災拠点として災害対策支部を設置する。災害対策支部は、主に地域の情報収集や連絡拠点として機能させる。また、夜間における震度5弱以上の地震発生時の参集場所とする。

4 現地災害対策本部

被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、必要により現地災害対策本部を設置する。なお、現地対策本部長は、本部長が指名したものとする。



<本部・災害対策支部の設置場所>

○ 災害対策本部の役割：地域の情報収集・連絡拠点 夜間・休日の参集場所（市役所への直行困難の場合）
○ 現地災害対策本部の役割：災害現場での指揮、関係機関との連絡調整

第3章 災害応急対策計画

5 本部の移設

市役所は建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（市長）の判断により、消防署、白鳥アリーナ等に本部を移設する。

6 防災関係機関連絡室の設置

本部の連携機関として、次の関係機関で構成する連絡室を設置し、災害対策の円滑な実施を図る。

- (1) 自衛隊
- (2) 警察署
- (3) 海上保安署
- (4) 室蘭地方気象台
- (5) 室蘭開発建設部
- (6) 室蘭建設管理部苫小牧出張所
- (7) ライフライン機関
- (8) 港管理組合
- (9) 医師会
- (10) その他

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部班	庁内放送及び無線又は有線電話
防災関係機関	有線電話又はFAX及びインターネット等
地域住民	報道機関を通じて公表等
報道機関	有線電話及び口頭又は文書等

※災害の状況により可能な媒体を使用して伝達する。

8 本部・災害対策支部・現地災害対策本部の廃止

本部等の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに行う。

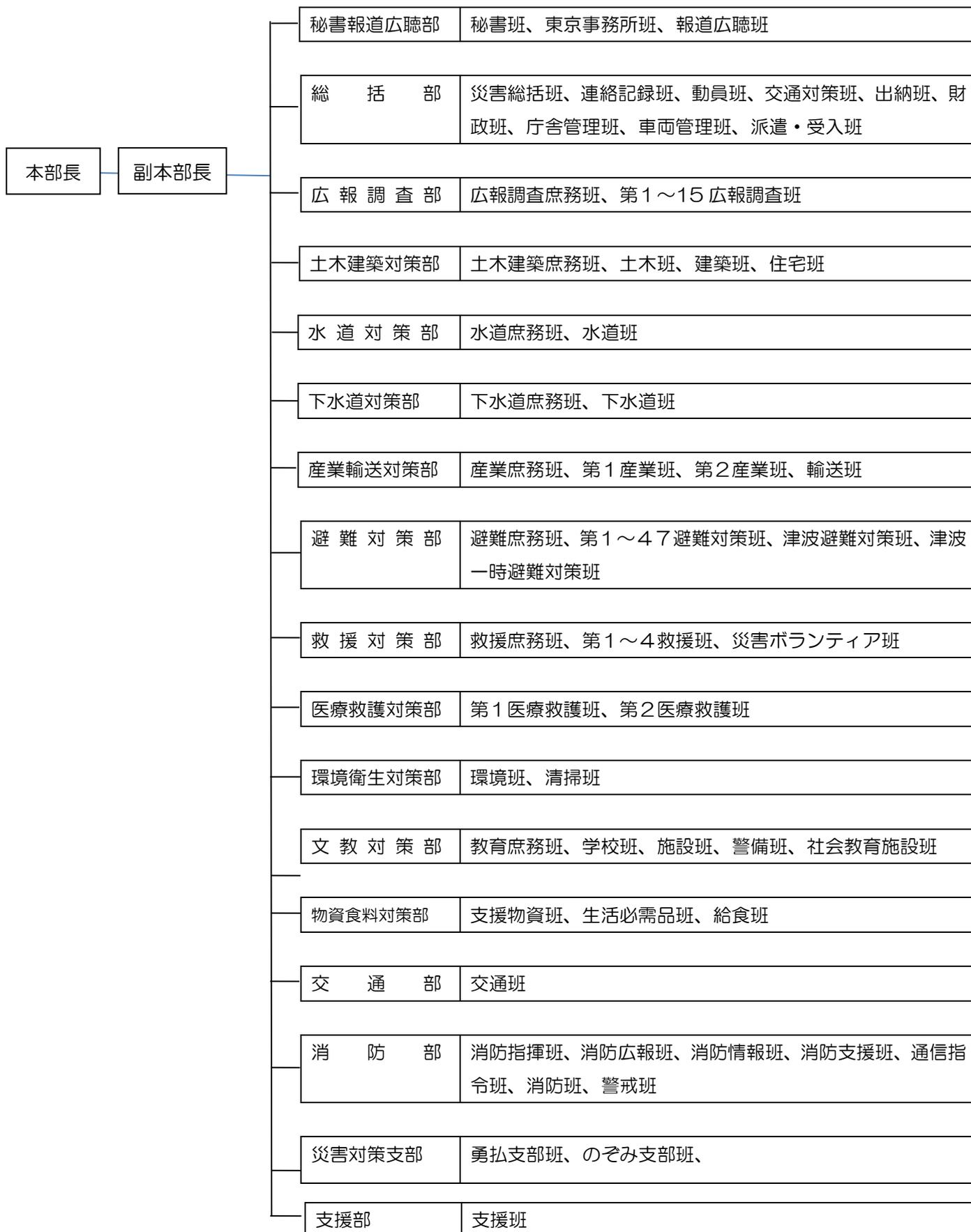
9 本部の組織

本部の組織及び役割は、次のとおりである。

○本部長	市長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
○副本部長	副市長、消防長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
○災害対策部長	本部員のうちから本部長が指名	本部長の命を受け、部の事務に従事する。
○班長	本部長が指名	災害対策本部長の命を受け、班の事務を処理する。
○班に属すべき職員	本部長が定める	上司の命を受け、事務に従事する。

なお、本部の組織の詳細は、「苫小牧市災害対策本部組織図」を参照のこと。

第3章 災害応急対策計画



10 権限の委任

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順により、その権限を委任したものとする。

第1順位 副市長

11 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。

本部会議の役割	○ 災害対策推進のための基本方針決定
本部会議の開催時期	○ 本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○ 本部長（市長） ○ 副本部長（副市長、消防長） ○ 災害対策部長（市立病院副院長、同事務部長、教育部長、港管理組合総務部長を含む）
事務局	○ 総括部災害総括班
協議事項	○ 災害応急対策の決定 ○ 被害予測・被災地の把握 ○ 中長期的な需給予測及び復旧目標の設定 ○ 業務の優先順位決定 ○ 応援の要請 ○ 配備の切り替え ○ 本部の廃止

12 災害応急対策の決定

(1) 情報分析

災害時は情報収集が何よりも優先され、災害規模に比例して情報量が少なくなる中での対策を講じなければならない。このため、災害対策本部はその被害状況によっては、各部・班から報告される情報を分析し対策を講じるために、必要に応じて情報分析チームを設置することができる。

(2) 業務の優先順位の決定

災害時には人的・物的資源が制約される中で応急対応にあたることになる。このため、災害対策本部は災害時の業務について優先順位を検討するものとする。また、業務（質・量）は時期による大きく変化するため、人的配置を柔軟に行うものとする。

(3) 全体方針の決定

第3章 災害応急対策計画

災害対策本部は災害の被害予測・被災地のニーズより災害応急対策を決定し、全体方針や中長期的な需給予測、復旧目標を設定する。

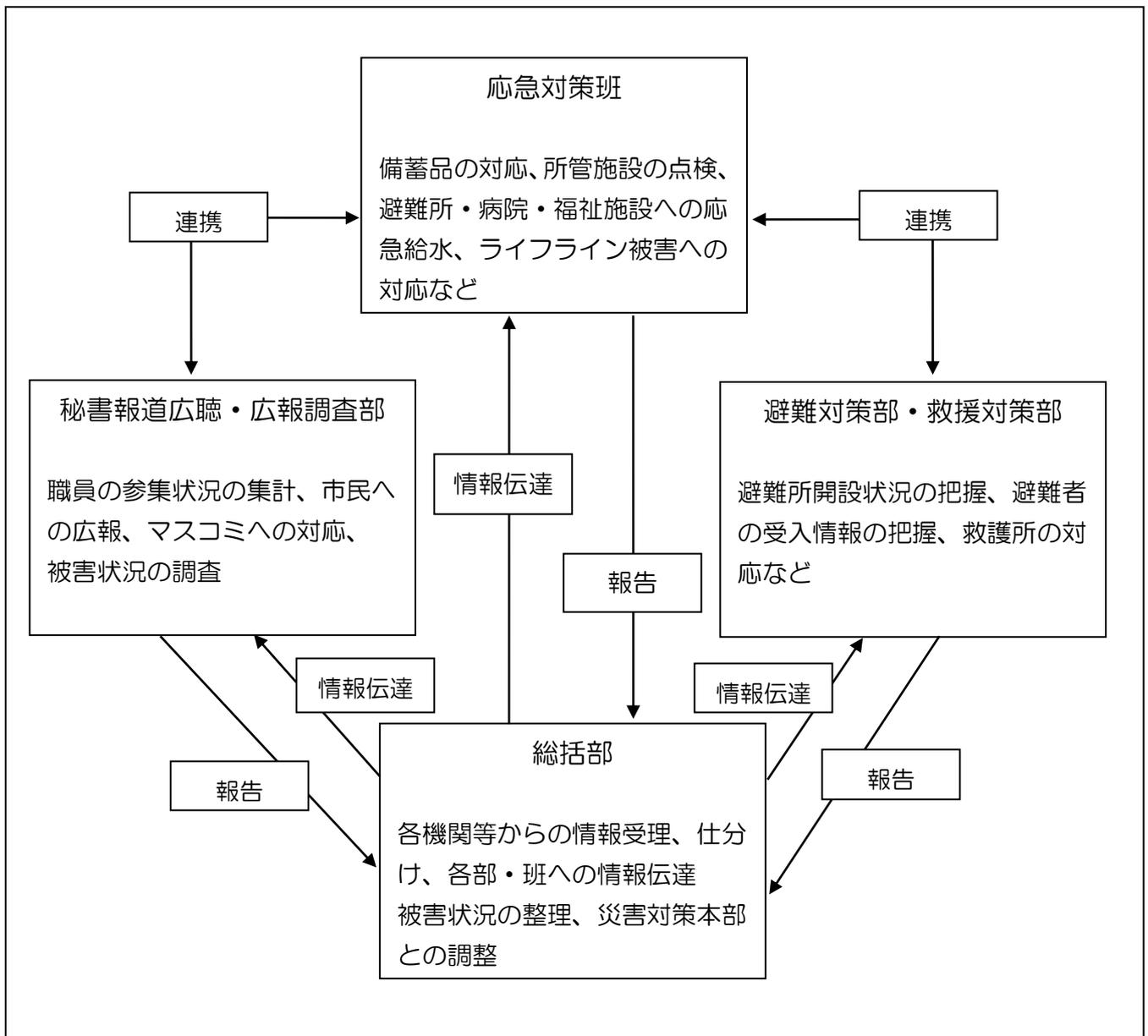
1.3 災害初動期の災害対策本部体制の運用

本部長は、災害規模の状況によって、職員参集状況の低下、施設の使用制限など行政機能が著しく低下している場合、災害対応の初動期については、災害対策本部の業務に優先順位を付け、必要な部・班体制によって本部運営を行うものとする。

なお、職員の配備については、通常の一部・班体制の職員を割り当てるが、適宜、本部会議の決定により、参集することができた職員の配備を行う。

この際の本部体制は次のような体制を基本とする。

初動期本部体制（例）



第2 非常警戒本部

1 非常警戒本部の設置

市域に震度4の地震が発生したとき、市長の判断により非常警戒本部を設置する。

2 本部への移行

災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがある場合、市長の判断により本部へ移行する。

3 非常警戒本部の廃止

予想された災害の危険が解消したと認められる場合、非常警戒本部を廃止する。

4 非常警戒本部の組織

非常警戒本部の組織及び役割は、第1の9「本部の組織」に準じ、必要なものを指名して対策に充てる。

5 権限の委任

非常警戒本部の組織及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1位 副市長

6 活動内容

非常警戒本部が設置された場合、主な活動内容は次のとおりとする。

- (1) 地震、津波等の情報収集及び連絡
- (2) 道及び関係機関への被害状況の伝達
- (3) 住民等へ津波情報・避難所開設の伝達
- (4) 海岸部における津波の警戒

第3 参集・配備

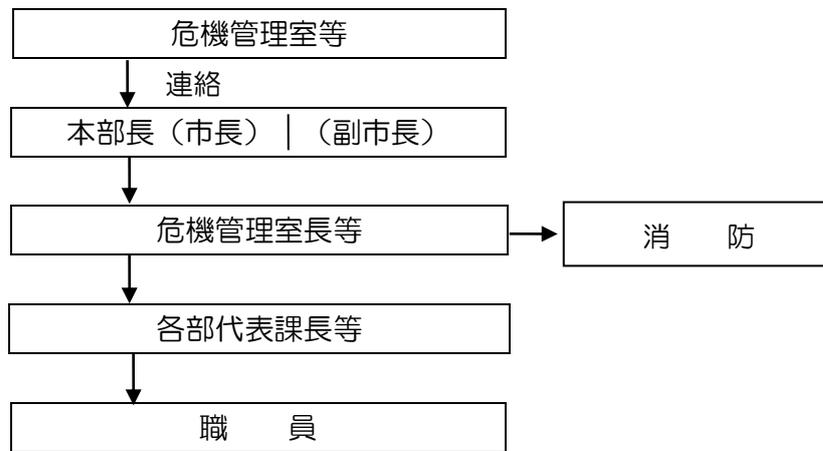
1 配備基準

参集配備は、原則的に次の配備基準に基づいた自動配備とする。

体制	配備	配備基準	活動内容	配備人員
本部設置前	情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度3の地震が発生したとき ○津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・津波情報の伝達 ・津波の警戒 	危機管理室 消防本部（署） その他必要な部
	非常警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度4の地震が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の伝達 ・津波情報の伝達 ・海岸部の警戒 	総括部、消防部、 広報調査部、その他必要な部
本部設置後	災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波警報が発表されたとき ○地震・津波により局地的に軽微な物的被害が発生したとき ○地震による土砂崩れなどに警戒を要するとき ○避難所開設を必要とする事態になったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・災害の警戒 ・応急復旧 	各班必要な人員
		<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度5強以上の地震が発生したとき ○地震・津波により人的被害が発生したとき ○地震により市内各所で被害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・救出 ・応急医療救護 ・被災者救援 ・応急復旧 	全職員

2 動員指示

各班必要な職員を動員する場合は、次の系統に従って行う。



《各部への動員指示の系統》

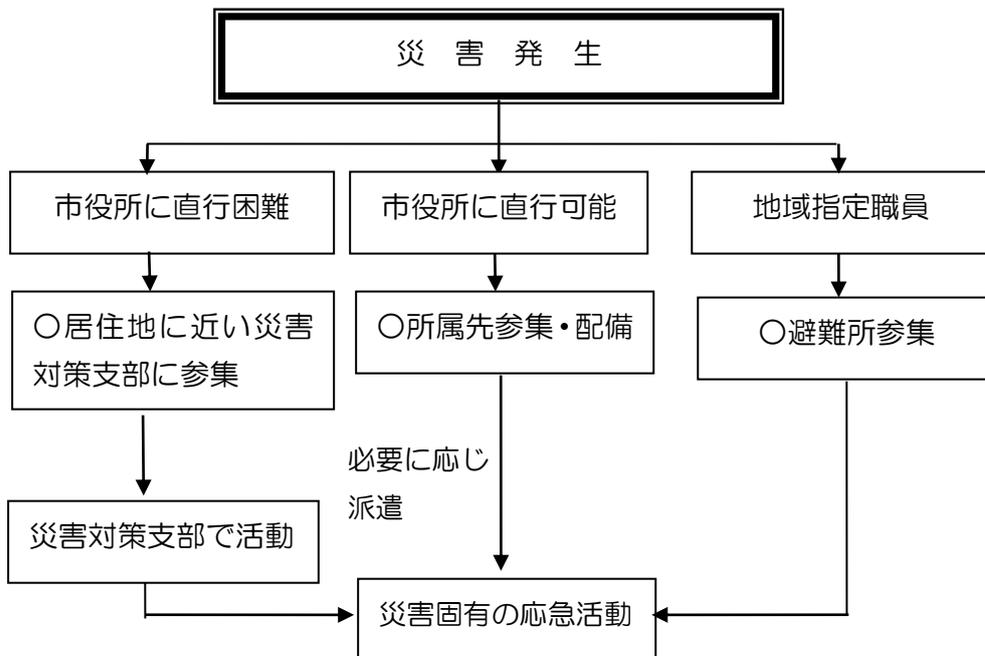
3 参集場所

(1) 勤務時間内の参集場所

所属場所を参集場所とする。

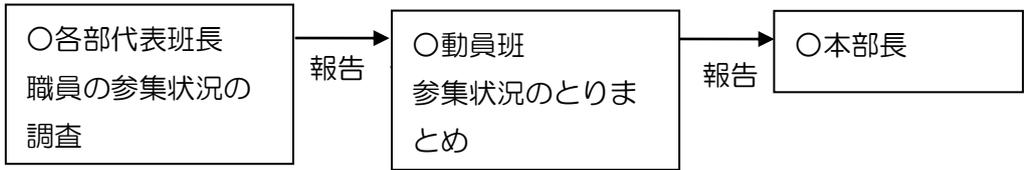
(2) 夜間・休日の参集場所

夜間・休日に災害が発生した場合の参集場所は、原則的に所属先とするが、市役所に直行が困難な場合は、居住地に近い災害対策支部に参集する。



《夜間・休日の参集の流れ》

4 参集の報告

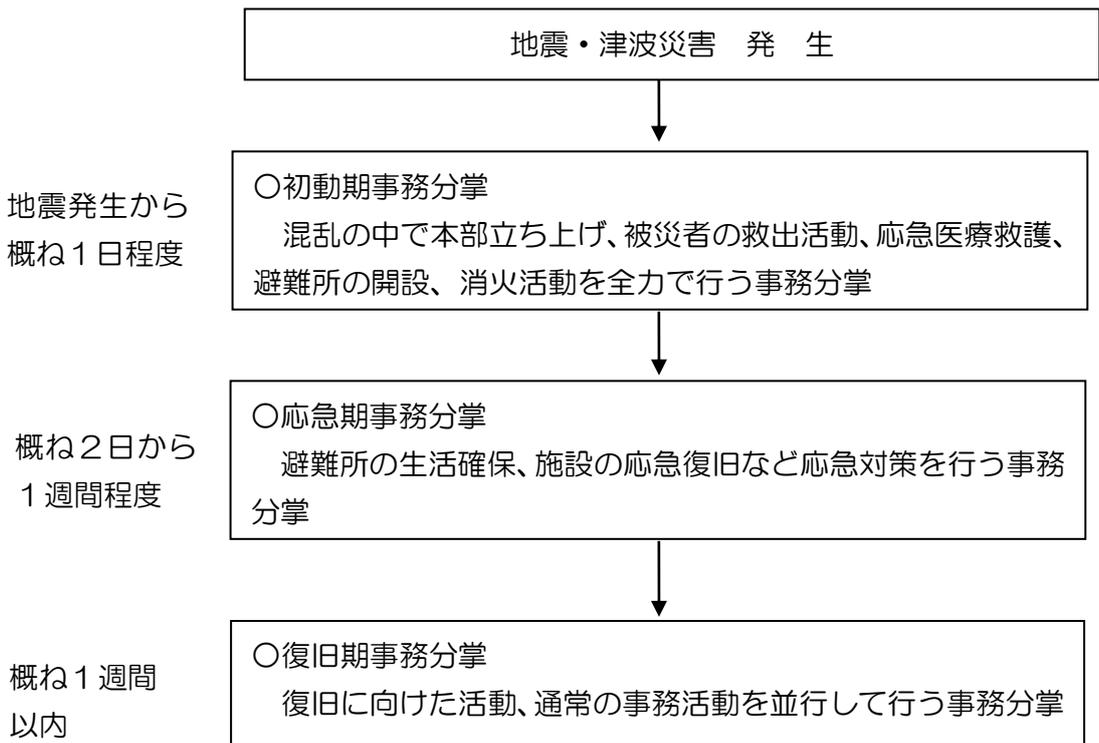


※資料編 参集の報告様式

第4 事務分掌

本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の3段階に区分する。

なお、主な事務分掌は、資料編「苫小牧市災害対策本部の部及び班の事務分掌」のとおりであるが、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。



※資料編 苫小牧市災害対策本部の部及び班の事務分掌

第2節 地震・津波情報の収集・伝達

地震が発生した場合、あるいは津波警報等が発令された場合、市は市民や関係機関に対し、避難指示や震度、規模、被害の情報等を伝達することが必要である。

この節は、地震、津波等の情報の種類及び伝達先、伝達方法等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
地震・津波情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ●地震及び津波に関する情報 ●津波予報の種類 ●津波予報等の伝達系統及び方法 (総括部災害総括班、総括部連絡記録班、消防部通信指令班) 		

第1 地震及び津波に関する情報

1 地震に関する情報

地震に関する情報は、次のとおりである。

震源に関する情報	震源要素及び地震の規模を内容とする。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)とその規模(マグニチュード)と震度3以上を観測した地域名と市町村名の情報
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点と地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)の情報
地震回数に関する情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報

2 津波に関する情報

津波に関する情報は、次のとおりである。

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻及び予想される津波の高さを内容とする。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻並びに地点ごとの満潮時刻及び津波の第一波が到達する予想時刻を内容とする。
津波観測に関する情報	津波の第一波を観測した時刻及びその高さ並びに津波の最大の高さ及びその観測時刻を内容とする。

第2 地震及び津波予報・警報の種類

(1) 緊急地震速報

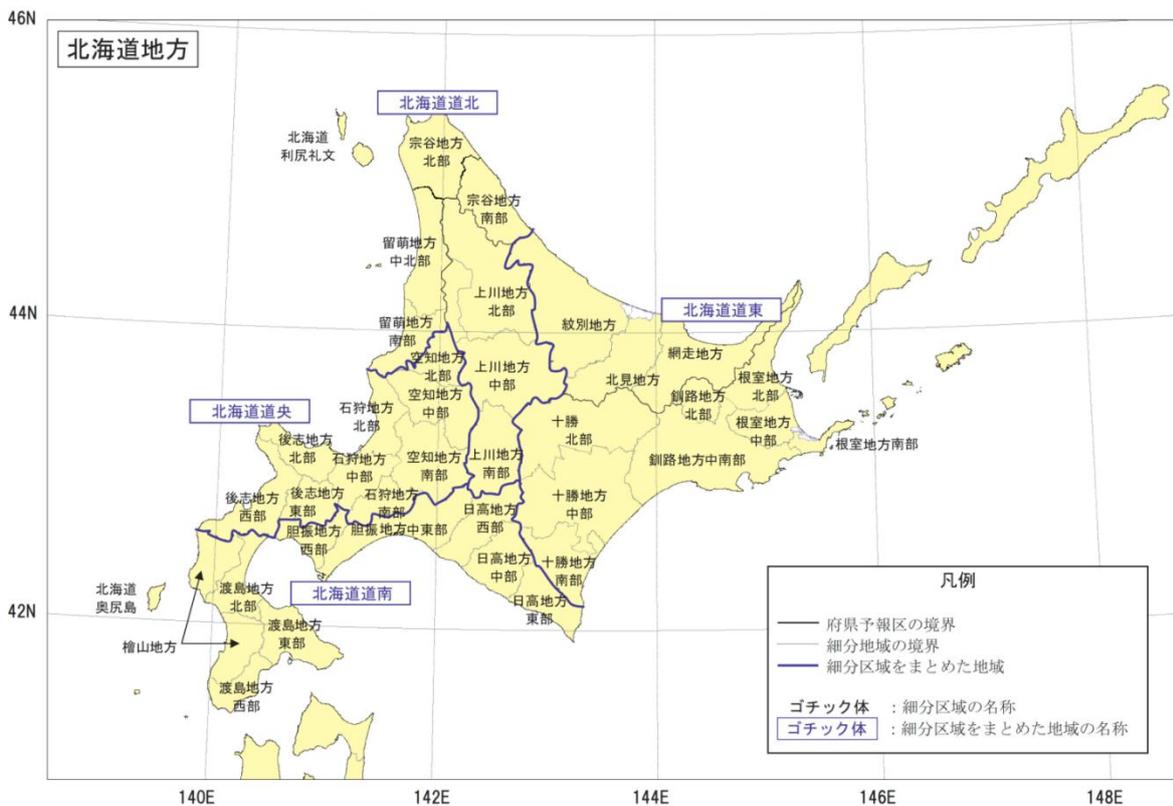
ア 緊急地震速報の発表等

第3章 災害応急対策計画

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられている。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
北海道	胆振地方中東部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町 むかわ町、安平町、厚真町



注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない） 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

第3章 災害応急対策計画

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
------------	---	--

3. 津波関係

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記しない）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

第3章 災害応急対策計画

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ. 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区

のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

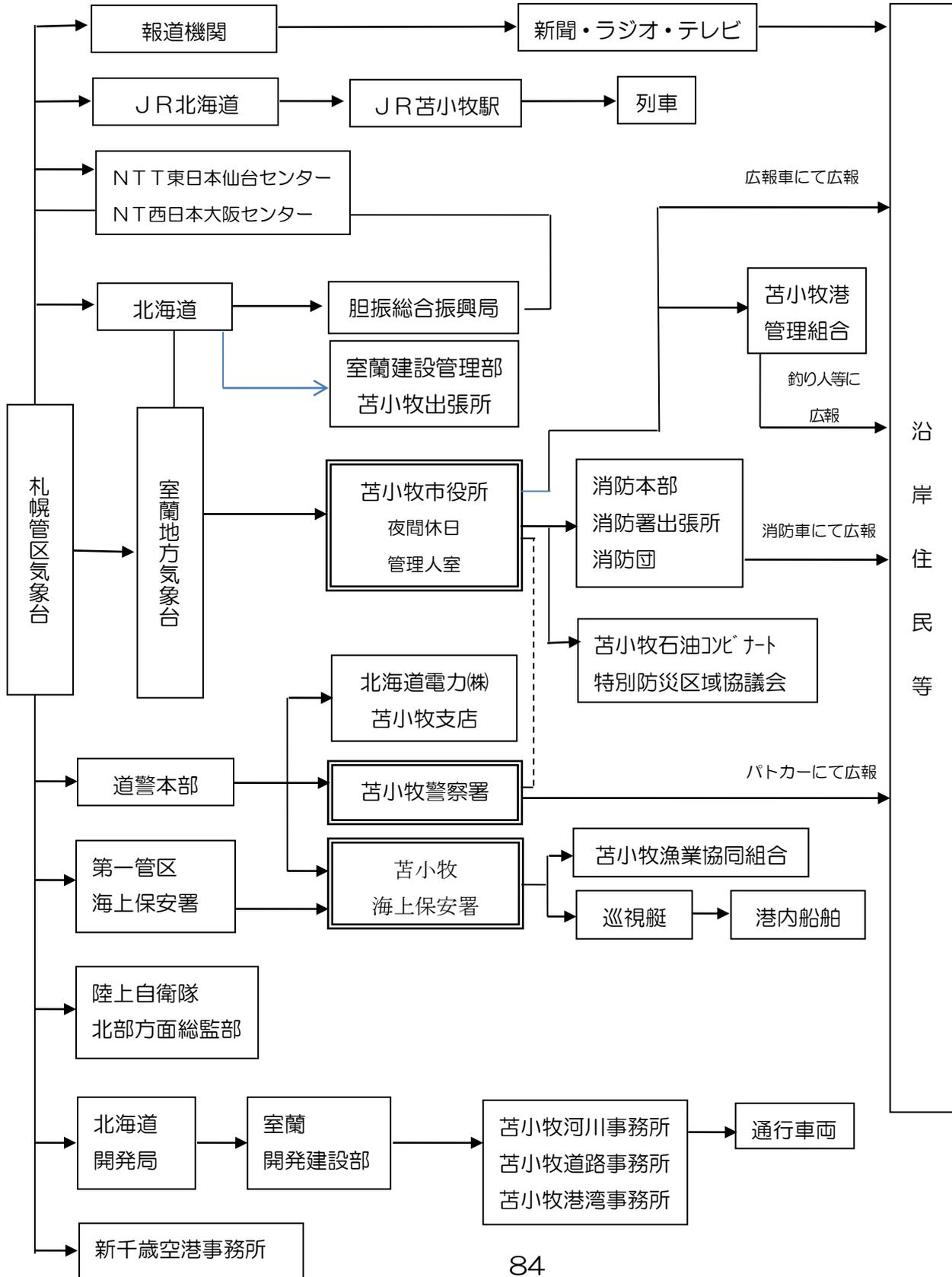
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表

第3 津波予報等の伝達系統及び方法

津波予報等は、札幌管区気象台から、次の系統で伝達される
津波注意報、警報の伝達系統



 の機関は密接に連絡をとり、警戒体制に入るものとする。

※市は、室蘭開発建設部苫小牧港湾事務所から、潮位情報の提供を受ける。

-----▶ は、情報提供協力機関

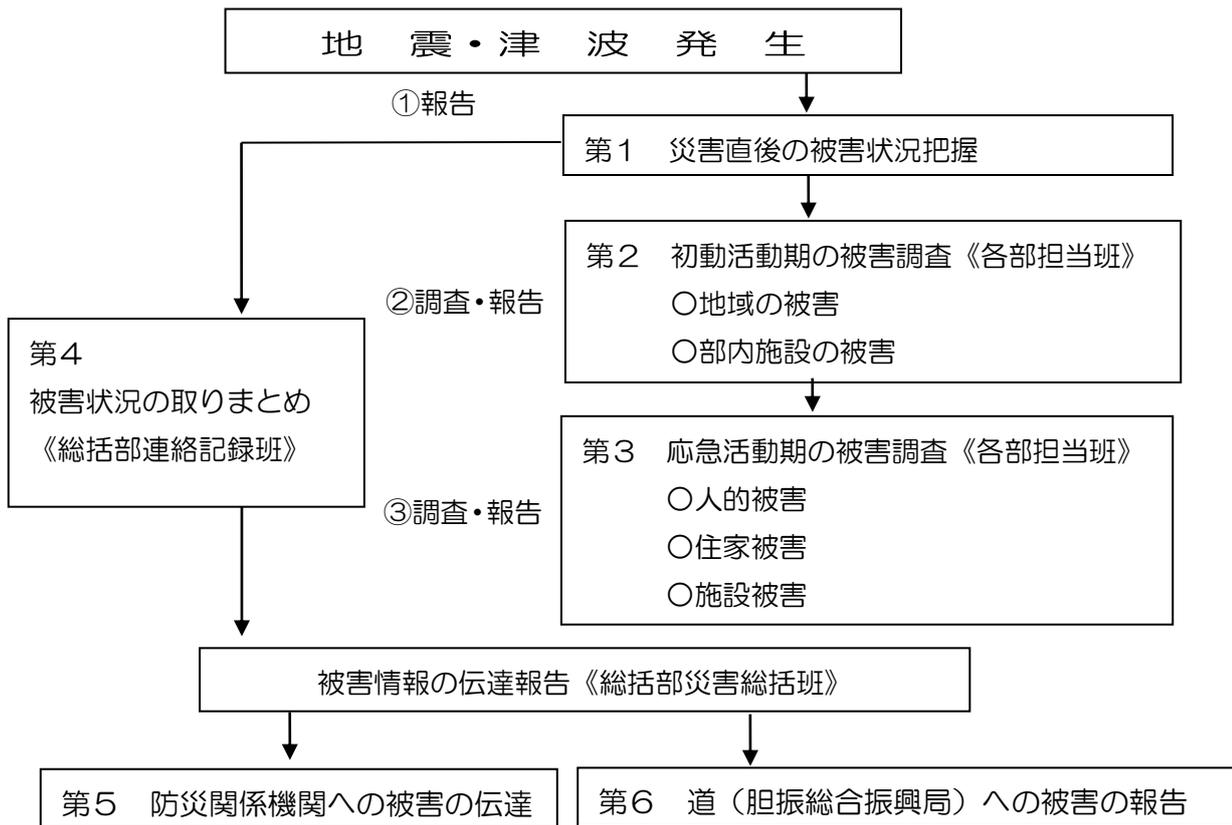
※資料編 苫小牧地区防災無線利用協議会構成機関一覧表

第3節 被害情報の収集・伝達・報告

地震・津波発生直後から、効果的な応急対策を実施するためには、正確かつ迅速な被害情報を把握することが必要である。

この節は、被害情報の収集、道への災害報告について定めたものである。

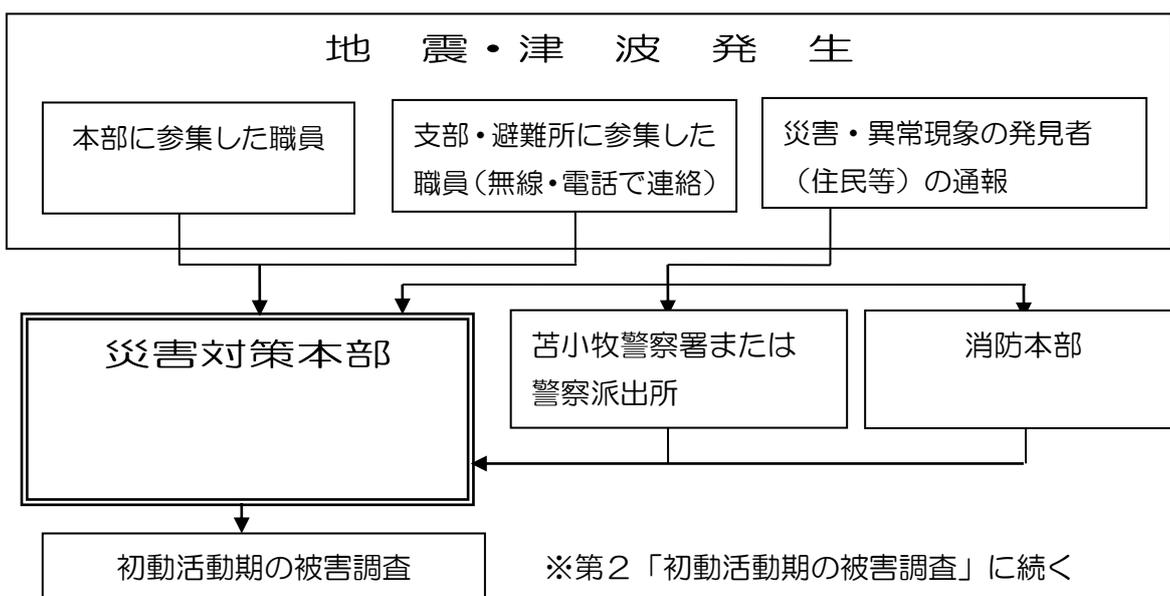
項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
被害の調査	<ul style="list-style-type: none"> ●災害直後の被害状況の把握 (総括部連絡記録班) ●初動活動期の被害調査 (総括部連絡記録班、広報調査部各班、各部担当班) ●被害情報の取りまとめ (総括部連絡記録班) 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ●応急活動期の被害調査 (各部担当班) 	<p>⇒</p> <p>⇒</p>
被害の伝達・報告	<ul style="list-style-type: none"> ●防災関係機関への被害の伝達 (総括部災害総括班、連絡記録班、消防部消防情報班) ●道(胆振総合振興局)への被害の報告(総括部災害総括班) 	<p>⇒</p> <p>⇒</p>	<p>⇒</p> <p>⇒</p>



<被害の収集・伝達・報告の流れ>

第1 災害直後の被害状況の把握

災害が発生し、または発生するおそれのある異常な現象を発見した場合、以下の系統で被害の状況を把握する。



※第2「初動活動期の被害調査」に続く

<災害直後の連絡系統>

第2 初動活動期の被害調査

1 調査の流れ

初動活動期の被害調査は、広報調査部第1～15 広報調査班を派遣するほか、職員の見聞情報を収集する。

調査担当班	調査の方法		報告先
広報調査部各班	担当区域に派遣		総括部連絡記録班
各部担当班	勤務時間内	初動期の活動中に見聞きしてきた内容	
	勤務時間外	勤務時間外職員が参集する際に見聞きしてきた内容	

2 調査の内容

初動活動期の被害状況の調査内容は、次のとおりとする。

- | |
|-----------------------|
| 第1順位 人、住家被害 |
| 第2順位 公立施設被害 |
| 第3順位 農業、土木、商工、林業、水産被害 |

3 調査の分担

広報調査部広報調査庶務班は、15に分割した市内の区域に広報調査部第1～15 広報調班を割り当てる。また、各部班は所管する施設等について調査する。

※資料編 広報調査部各班の広報及び調査の区域

4 調査の報告

初動活動期の調査事項は、急を要する場合は、口頭または電話で総括部連絡記録班へ報告する。その後、文書（報告の様式）により速やかに報告する。

※資料編 市の情報収集用様式

第3 応急活動期の被害調査

1 調査の流れ

応急活動期の被害調査は、各部門を所管する班が実施する。

調査担当班	調査の方法	報告先
各部担当班	各班の詳細な被害状況の調査	総括部連絡記録班

2 各班の調査内容

応急活動期は各部担当班が、下記の事項について詳細な被害状況の調査を行う。

部 名	班 名	調 査 事 項
総括部	庁舎管理班	庁舎の被害状況、所管の施設等の被害状況
広報調査部	広報調査庶務班	被害状況調査の総括、所管の施設等の被害状況
	第1～15 広報調査班	家屋等の被害状況
土木建築対策部	土木班	道路、橋りょう、河川、海岸、指定地、林業等の被害状況
	建築班	所管の施設等及び家屋等建物の被害状況(応急危険度判定)
	住宅班	公営住宅等の被害状況
水道対策部	水道班	上水道施設等の被害状況
下水道対策部	下水道班	下水道施設等の被害状況
産業輸送対策部	産業庶務班	産業経済部及び商業・観光施設等の被害状況
	第1 産業班	工業施設等の被害状況
	第2 産業班	農業水産施設等の被害状況
避難対策部	第1～45 避難対策班	所管の施設等及び避難所の被害状況
救援対策部	救援庶務班	社会福祉施設等の被害状況
	第2・3 救援班	所管の施設等の被害状況
	第4 救援班	所管の施設等及び各医療機関の被害状況
	災害ボランティア班	所管の施設等の被害状況
医療救護対策部	第1 医療救護班	市立病院の被害状況
環境衛生対策部	環境班	所管の施設等の被害状況 河川・大気汚染等の状況
	清掃班	廃棄物処理施設等の被害状況
文教対策部	教育庶務班	所管の施設等の被害状況
	学校班	
	スポーツ施設班	
	社会教育施設班	
物資食料対策部	給食班、支援物資班	所管の施設等の被害状況
交通部	交通班	交通網に係る被害状況
消防部	消防情報班	災害原因及び被害状況
災害対策支部	各班	所管地域の被害状況

3 調査の基準

調査の基準は、「被害状況の判定基準」によるものとする。

※資料編 被害状況の判定基準

4 調査の報告

第3章 災害応急対策計画

応急活動期の調査結果は、総括部連絡記録班に報告する。

第4 被害情報の取りまとめ

総括部連絡記録班は、各部班が調査した情報を次の留意点について取りまとめ、被害状況として報告する。

活動期	留意点	報告先
初動活動期	<ul style="list-style-type: none">○ 災害の全体像の把握○ 現在の被害の状況○ 未確認情報の把握	総括部災害総括班、 消防部消防情報班に報告
応急活動期	<ul style="list-style-type: none">○ 市全体の被害の状況○ 各事項ごとの詳細な 内容の整理	

第5 防災関係機関への被害の伝達

1 防災関係機関への伝達

総括部災害総括班、消防部消防情報班、総括部連絡記録班は、被害報告を受けた後、ただちに防災関係機関へ通報する。

通報先

- 胆振総合振興局地域政策部地域政策課
- 苫小牧警察署
- 室蘭地方気象台、その他の防災関係機関

2 災害情報の連絡責任者及び関係機関

災害情報の連絡責任者及び関係機関の所在地及び連絡方法は次のとおりである。

※資料編 防災関係機関の情報連絡先一覧表

第6 道（胆振総合振興局）への被害の報告

1 道（胆振総合振興局）に対する報告

総括部災害総括班は、災害情報及び被害状況を道（胆振総合振興局）に報告する。

2 報告の種類

道（胆振総合振興局）への報告の様式には、「災害情報」及び「被害状況報告（速報 中間 最終）」の2種類がある。

報告の内容及び方法

報告の種類	内 容	報告の方法	報 告 先
災害情報	災害の経過に応じ逐次報告	電話または 無線等	胆振総合振興局地域政策部 地域政策課
被害状況報告 (速報)	被害発生後、直ちに件数のみ報告		
被害状況報告 (中間報告)	被害状況が判明次第、報告 報告内容に変化 → その都度報告		
被害状況報告 (最終報告)	応急措置完了後、15日以内に報告	文書	

※資料編 道（胆振総合振興局）への報告様式（災害情報、被害状況報告）

3 被害状況の判定基準

被害状況の判定基準は、「被害状況の判定基準」に基づくものとする。

※資料編 被害状況の判定基準

4 道（胆振総合振興局）への報告ができない場合

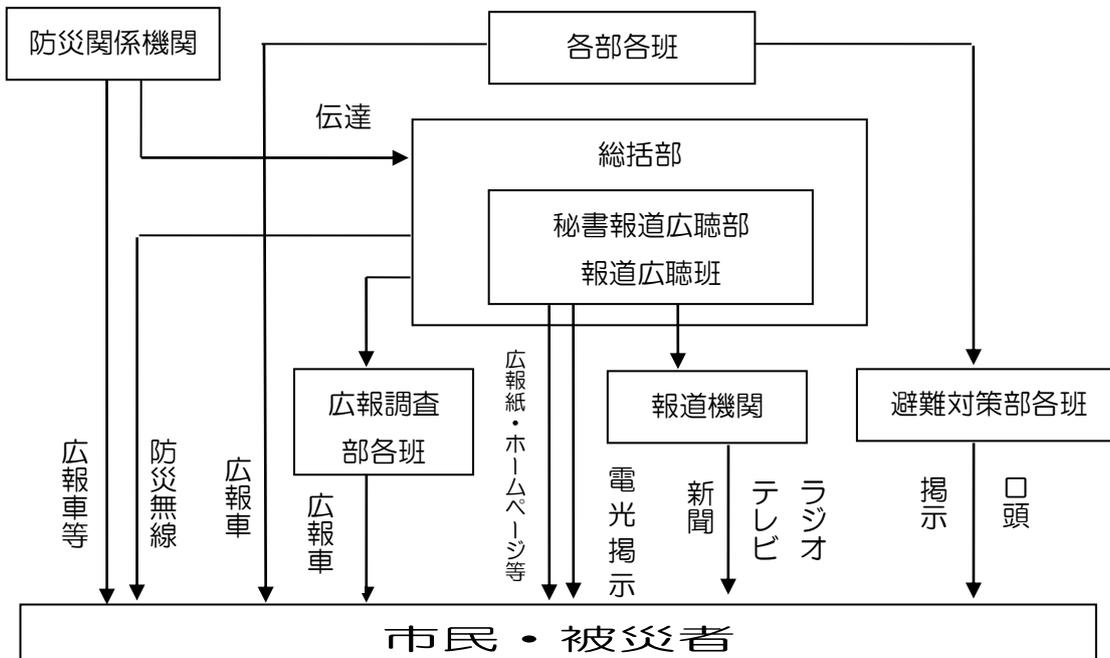
道（胆振総合振興局）への報告ができない場合、市は、直接国（総務+省消防庁）に報告する。

第4節 災害広報

地震・津波災害発生後には、市民に対して被害の状況、ライフラインの被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等、正確な情報を提供する必要がある。

この節は、市民へ広報すべき情報の種類、広報の手段、記者会見への対応等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
市の広報	<ul style="list-style-type: none"> ●避難広報 (広報調査部各班、消防部消防広報班、災害対策総括班) ●報道機関への広報の要請 (秘書報道広聴部) ●報道機関への対応 (秘書報道広聴部) 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所・住民・事業所への広報 (避難対策部避難庶務班、広報調査部各班、秘書報道広聴部報道広聴班、各部各班) 	⇒
他機関の広報	<ul style="list-style-type: none"> ●防災関係機関の広報 (警察署、北海道電力、NTT、苫小牧ガス、交通機関その他) 	⇒	⇒



<市民・被災者への広報の流れ>

第1 避難広報

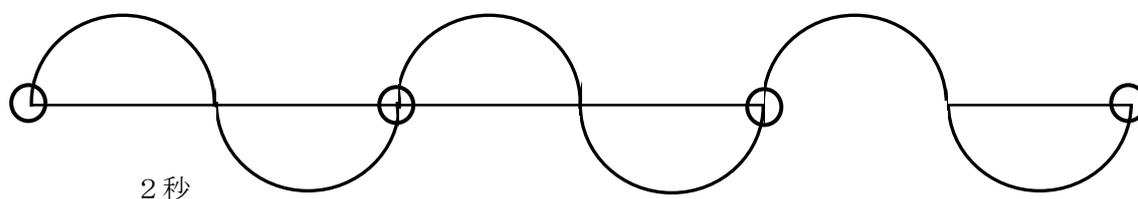
1 広報車等での広報

地震が発生し、又は津波のおそれがある場合、広報調査部各班は広報車、消防部は消防車等により住民への避難広報を実施する。

2 地震が発生し、又は津波のおそれがある場合、災害対策部総括班は、防災行政無線等により住民への避難広報を実施する。

3 サイレンでの広報

消防部は、必要に応じてサイレンを近火信号に準じて吹鳴し避難広報する。



4 放送を活用した避難勧告等の情報伝達

災害時における避難勧告等の住民等への情報伝達は、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン」に基づいて行う。

(1) 放送事業者へ提供する避難方法に関する情報の種別

- (ア) 災害対策基本法第60条に基づく避難勧告、避難指示、避難解除
- (イ) 避難準備情報

(2) 情報提供を行う事業者

- (ア) 日本放送協会札幌放送局
- (イ) 北海道放送株式会社
- (ウ) 札幌テレビ放送株式会社
- (エ) 北海道テレビ放送株式会社
- (オ) 北海道文化放送株式会社
- (カ) 株式会社テレビ北海道
- (キ) 株式会社エフエム北海道
- (ク) 株式会社エフエム・ノースウェーブ

(3) 情報伝達ルート

市から北海道、放送事業者への情報伝達ルートは所定の様式で、FAX（北海道総合行政情報ネ

第3章 災害応急対策計画

ットワーク)により胆振総合振興局へ伝達する。

5 テレビ・ラジオでの広報

大津波警報が発令された場合、NHK放送局は、「苫小牧市の沿岸部に避難勧告」の情報を放送する。(平成17年6月6日運用開始)

第2 避難所・住民・事業所への広報

応急活動期には、避難所及び住民に対して状況に応じた手段で広報を行う。

担当	手段	内容	備考
各部各班	広報車等	○ 応急活動の状況、復旧の見通し ○ 給水、食料供給の情報 ○ その他	必要に応じて実施
避難対策部 避難庶務班	避難所掲示 板・口頭等	○ 避難所生活の注意事項・連絡事項 ○ 応急活動の状況、復旧の見通し ○ 安否確認情報等 ○ 住民サービスの情報等 ○ 公共交通機関の運行	避難所入口に掲示
秘書報道 広聴部報道 広聴班	災害広報紙 の作成配布 市ホームページ等	○ 被害の状況 ○ 復旧の状況 ○ 仮設住宅の入居等について ○ り災証明等、住民サービスの情報等	必要に応じて作成し、避難所、本部、支部で配布

※1 災害広報紙は、全戸配布が不可能であると想定されるため、配布場所等を他の広報手段により、周知する。

※2 市ホームページについては、災害対策本部設置により、災害時専用ホームページに切り替える。

第3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、応急活動の状況及び復旧の見通しに関する、以下の広報内容をあらゆる広報媒体(テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、広報車両、インターネット等)で、広報活動を行う。

機関	広報内容
警察署	避難、交通規制、二次災害発生防止
北海道電力	被害や復旧の状況
NTT東日本	通信の途絶、利用の制限
苫小牧ガス	ガスの供給状況や使用時の注意、避難時の注意

交通機関 その他	被害状況、復旧情報、運行状況
-------------	----------------

第4 報道機関への広報の要請

1 広報の要請、依頼

秘書報道広聴部報道広聴班は、応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。

2 広報内容の受け付け

各部から報道機関へ依頼すべき広報内容は総括部連絡記録班が受け付ける。発表内容については秘書報道広聴部と総括部で調整した上で行う。

第5 報道機関への対応

秘書報道広聴部報道広聴班は、必要に応じて記者会見・発表を行う。

発表者	記者会見場	内容
秘書報道広聴部 報道広聴班長	市役所内 又は代替施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の種別、発生場所、日時、状況 ・被害の状況 ・災害応急対策の状況等 ・住民サービス等 ・避難・避難所に関する情報

第5節 応援派遣要請と受け入れ

大規模な災害が発生し、市だけでは対応しきれない場合、自衛隊、道、他市町村、各種団体等の応援活動が必要である。

この節は、応援要請先、応援要請の方法、応援の受け入れ等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊派遣要請 (総括部災害総括班) ●道・自治体への要請 (総括部災害総括班) ●応援協定先への要請 (総括部災害総括班) ●民間企業等への協力要請 (産業輸送対策部各班等) ●広域応援要請 (消防部消防情報班) 	⇒	
応援の受け入れ		●自衛隊、応援隊の受け入れ(総括部災害総括班)	⇒

第1 自衛隊派遣要請

災害により、人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生した場合には、市長は道知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

1 派遣要請の方法

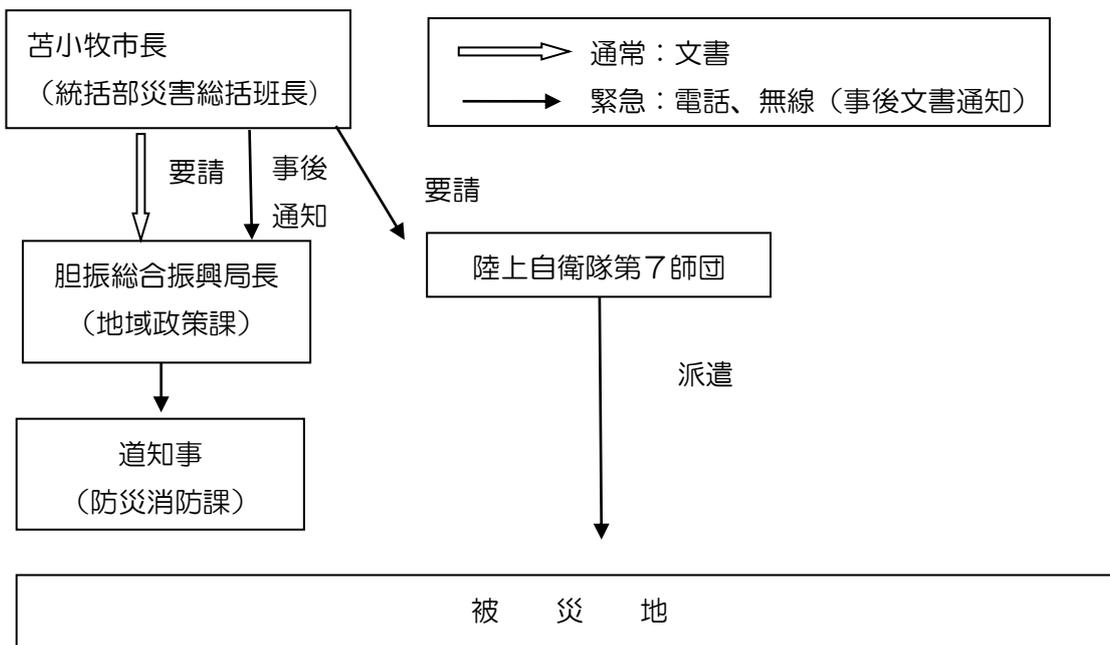
総括部災害総括班は、文書にて要請内容を明確にして要請を行う。ただし、緊急を要する場合は電話、無線で直接要請し、後日文書を送付する。

要請先	胆振総合振興局長 (地域政策課)	電話 0143-24-9507 内線 2151 防災行政無線 63-6-750-2151
	緊急の場合は、陸上自衛隊第7師団にも要請	電話 0123-23-5131
要請伝達方法	文書各1部(緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付)	

要請内容	① 災害の状況 ② 派遣を要請する事由 ③ 派遣を希望する期間 ④ 派遣を希望する区域及び活動内容 ⑤ 派遣部隊が活動拠点として活用できる場所 ⑥ 派遣部隊との連絡方法、その他必要事項 ⑦ 災害対策本部の設置場所
------	--

※資料編 自衛隊派遣・撤収要請の様式

※「災害時の人命救助活動等における情報連絡体制に係る協定」による



<自衛隊派遣要請の流れ>

2 派遣活動

自衛隊の災害派遣時における支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の搜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の警戒
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

第3章 災害応急対策計画

3 経費の負担区分

次の費用は、市が負担する。

- (1) 資材費及び機器借上料
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料
- (5) 汲取料

その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

派遣部隊は、関係機関または民間からの宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 自治体への要請

1 道（胆振総合振興局）への要請

総括部災害総括班は、道知事に対し、道による応援の要請または職員派遣の要請を行う。ただし、緊急の場合は自衛隊派遣要請と同様、電話、無線で直接要請し、後日文書を送付する。

要請先	胆振総合振興局長（地域政策課）電話 0143-24-9507 内線 2191 防災行政無線 63-6-750-2191	
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
職員派遣 要請・斡旋	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他必要な事項	派遣：災害対策基本法 第29条 斡旋：災害対策基本法 第30条

2 消防防災ヘリコプターの要請

総括部災害総括班は、ヘリコプターによる負傷者等の搬送、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

要請先	本庁総務部防災消防課防災航空室 電話 011-782-3233 FAX 011-782-3234
-----	---

要請伝達方法	電話、無線（速やかに消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票をFAXで提出）
要請事項	① 災害の種類 ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ③ 災害現場の気象状況 ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法 ⑤ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量 ⑦ その他必要な事項

3 道内市町村への要請

道内の市町村への要請は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道知事または市町村の長に対して応援の要請を行う。

4 道内消防組織への要請

道内の市、町及び消防の一部事務組合への要請は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、市町の長に対して応援の要請を行う。

第3 応援協定先への要請

1 応援協定先への要請

総括部災害総括班は、応援協定に基づき次の自治体及び事業所等に応援要請を行う。

※資料編 協定締結機関の情報連絡先一覧表

2 要請内容

協定先市町に要請できる内容は、次のとおりである。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品の供給
- (2) 救援救護に必要な車両
- (3) 医薬品等の物資、資機材
- (4) 児童生徒の受け入れ
- (5) 救援、応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者への住宅の提供
- (7) その他

第4 民間企業等への協力要請

産業輸送対策部各班等は、次のとおり民間企業等へ協力要請を行う。

第3章 災害応急対策計画

要 請 先	内 容
卸売業者、スーパー、デパート、仕出し組合等	食料、生活必需品
企業	食料、飲料水、資材置場
農業水産団体	野菜類、穀類、魚貝類などの生鮮品
その他	車両、防災資機材、医薬品、仮設住宅、応急復旧資機材等

第5 自衛隊、応援隊の受入れ

1 自衛隊の受入れ

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受入体制を準備する。

連絡窓口	総括部災害総括班及び支援部を担当者とする。派遣自衛隊からは、「災害時の人命救助活動等における情報連絡体制に係る協定」により連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資機材を確保する。 ○ 作業に関係のある管理者の了解をとる。 ○ ヘリポートの開設。
受入場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿舍、屋内施設等 ○ 資材置場、炊事ができる広場 ○ 事務のできる部屋、駐車場 ○ 大部隊の派遣を受ける場合に備えた、多数・大型車両、施設が展開できる場所

2 他市町村職員等の応援隊受入れ

応援隊の派遣が確定したときは、関係する各部各班は、次のとおり応援隊の受入体制を準備する。

連絡窓口	関係する各部各班から連絡担当者を、応援隊から連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資機材を確保する。
受入場所	○ 宿舍、屋内施設

3 撤収要請

本部長は、振興局長・道知事と派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第6節 消防活動

地震・津波災害発生時には、同時多発的に火災が発生し、断水のため消火栓が機能しない中で迅速な消火活動が必要である。この節は、地震火災に対する消防活動の原則、通電火災等へのパトロール、火災原因調査等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
消火活動	●消火活動 (消防部各班)	●火災のパトロール (消防部消防班、消防部警戒班) ●火災原因の調査 (消防部消防情報班)	⇒

第1 消火活動

1 基本方針

地震発生時の同時多発火災に対応するため、基本事項を次のように定める。

- (1) 市民、自主防災組織及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- (2) 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- (3) 消防部各班は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。

2 消防部各班の活動

情報の収集	○ 延焼火災の状況 ○ 消防活動の状況及び通行可能な道路 ○ 消防水利等の状況
消防活動時の留意事項	○ 風向き、建物分布等を考慮した効率的な消火活動の実施 ○ 延焼火災が少ない地区の集中消火による安全地区の確保 ○ 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路の確保 ○ 危険物のある地区の立入禁止措置 ○ 病院、避難地、幹線道路、防災拠点等施設を優先的に消火 ○ 火災現場近くの下敷者の優先救出

3 市民、自主防災組織及び事業所の活動

市民、自主防災組織及び事業所は、火災防止のため次の活動を行う。

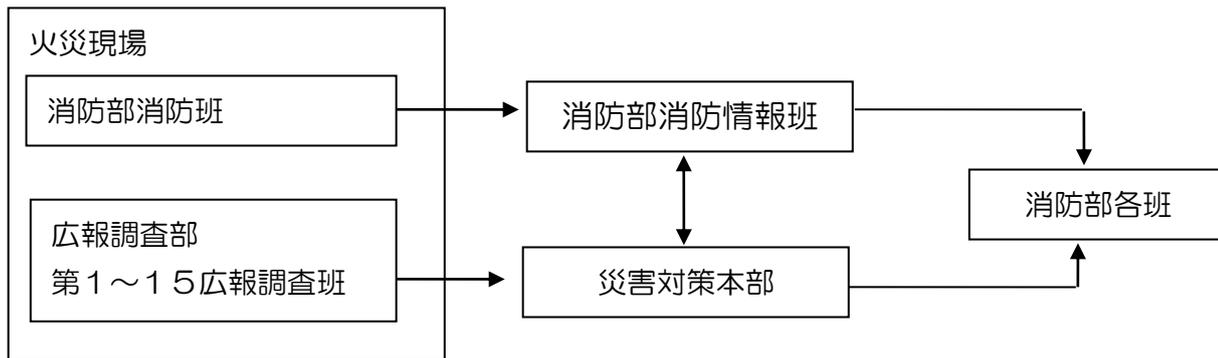
火気の遮断	○ ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止
-------	----------------------

第3章 災害応急対策計画

初期消火活動	○ 火災が発生したときは、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を利用して消火活動を実施する。
初期救出活動	○ 近隣に軽微な下敷者を発見した場合は、防災機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。

4 連絡の流れ

被災地で火災を発見した場合、次の連絡系統で消防隊の出動要請をする。



<出動要請までの流れ>

第2 火災のパトロール

消防部消防班、消防部警戒班は、自主防災組織等と協力して市内の火災のパトロールを行う。

- (1) ガス復旧時の火災の警戒
- (2) 停電復旧時の通電火災の警戒
- (3) 消火後の再燃警戒
- (4) 放火等の防止

第3 火災原因の調査

消防部消防情報班は、発生した火災について、火災の原因、被害調査のため現場検証を行う。

第7節 救出・捜索

地震発生時には、倒壊家屋の下敷き、ガラス・看板等の落下による負傷等、多数の要救出者が発生し、迅速な救出活動が必要となる。この節は、救出活動や行方不明者の捜索等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
救出・捜索活動	<ul style="list-style-type: none"> ●救出要員の編成 (消防部消防班、消防部警戒班) ●救出资機材の確保 (消防部消防班、消防部警戒班) ●救出・捜索活動の実施 (消防部消防班、消防部警戒班) 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行方不明者リストの作成 (救援対策部第1救援班) 	⇒
傷病者の搬送	●救護所への傷病者の搬送 (消防部消防班、消防部警戒班)	⇒	

第1 救出要員の編成

救出要員は、原則として3人一組で編成する。また、付近の住民に呼びかけ、協力を求める。

災害直後の編成	消防部消防班、消防部警戒班	3人一組
応援部隊到着後	消防部消防班 消防部警戒班 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } から1人 + 応援隊2人 </div>	

第2 救出资機材の確保

救出资機材は、次のように確保する。

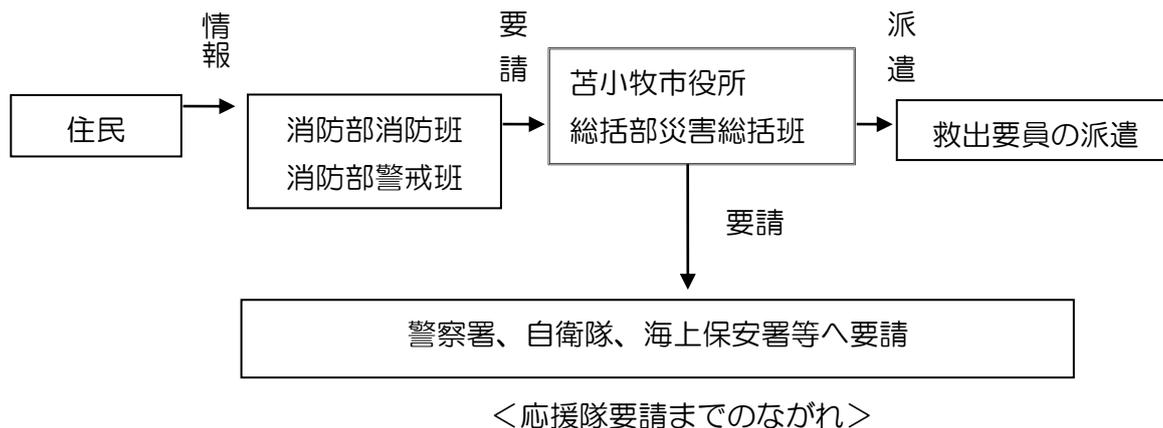
- 1 初動期における救出资機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。
- 2 救出资機材等に不足が生じた場合は、道や民間業者から調達する。

第3 救出・捜索活動の実施

1 応援隊の要請

市単独では対応しきれない場合は、警察、自衛隊、海上保安署等に救出要員の派遣を要請する。

第3章 災害応急対策計画



2 救出・捜索の実施

救出・捜索は、行方不明者リスト（第1 救援班が作成）、避難行動要支援者名簿等に基づき、消防部消防班、消防警戒班が警察署、自衛隊、海上保安署等に協力を要請し、救出・捜索を実施する。

- (1) 捜索活動中に遺体を発見した時は、本部及び警察署に連絡する。
- (2) 発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。
- (3) 捜索の実施期間は災害発生の日から原則として10日以内とする。

第4 行方不明者リストの作成

1 捜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、救援対策部第1 救援班が次のとおり行う。

- ① 救援対策部第1 救援班は、市役所に「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
- ② 届出を受けた時は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長体重、着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。
- ③ 「届出」については、まず避難者名簿で確認し、不明者については行方不明者リストを作成する。
- ④ 行方不明者リストについては、警察署長宛に1 部送付する。

※資料編 行方不明者の捜索受付の様式

第5 救護所への傷病者の搬送

1 消防部消防班・警戒班

消防部消防班・警戒班は、次のとおり救護所へ傷病者の搬送を行う。

- (1) 救護所への傷病者の搬送は、救命処置を要する者を優先とする。

(2) 搬送は、消防部消防班・警戒班、医療関係等の車両のほか、必要に応じ自衛隊等のヘリコプターにより行う。

2 警察署

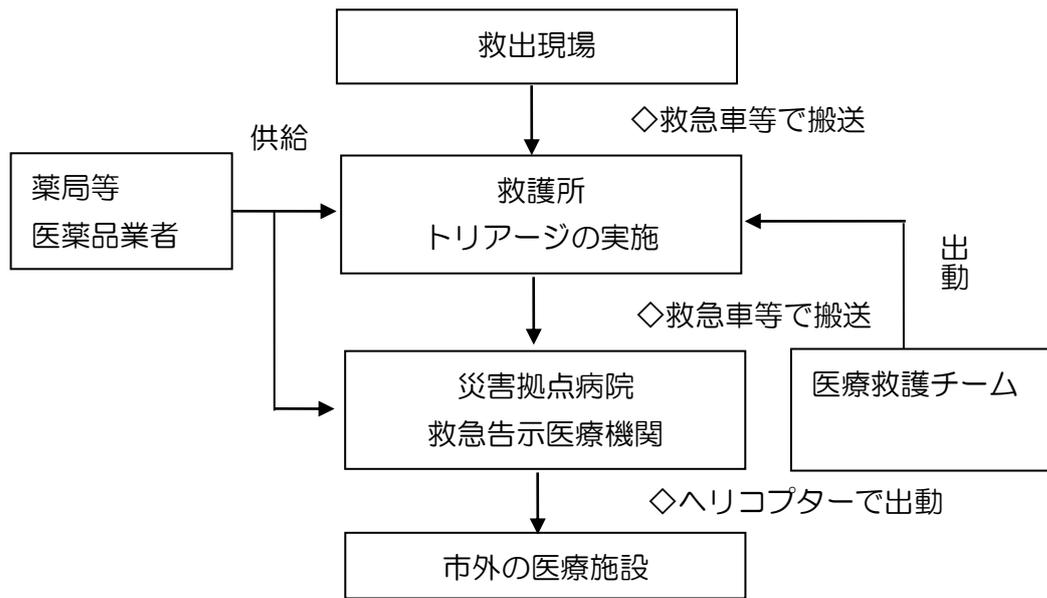
警察署は、次のとおり救出及び緊急搬送を行う。

原 則	対 応 措 置
救出及び 緊急搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救出救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多人数の集合する場所を重点に行う。 ○ 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護所に引き継ぐか、車両等を使用して医療機関に搬送する。

第8節 応急医療

地震・津波災害発生時には、混乱のなかで医療体制を確立し、多数の負傷者に対する医療救護活動が必要である。また、避難生活が長期化した場合は、避難者の健康管理、精神ケアなどが必要となる。この節は、災害直後の救護所の設置、医療救護チームの編成、医薬品・資機材の確保等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急救護	<ul style="list-style-type: none"> ●医療救護チームの編成 (医療救護対策部各救護班) ●医薬品・資機材の調達 (医療救護対策部各救護班) ●救護所の設置 (医療救護対策部各救護班) ●救護所の活動 (医療救護対策部各救護班) ●後方医療体制の確立 (医療救護対策部各救護班) ●後方医療施設への搬送 (消防部各班) 	<ul style="list-style-type: none"> ●救護活動の記録作成 (医療救護対策部第1医療救護班) ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
避難所での医療			<ul style="list-style-type: none"> ●心のケア対策、伝染病予防 (医療救護対策部第1医療救護班) ●保健師による保健指導・栄養指導 ●被災者・救援活動従事者への医療活動の実施等 (医療救護対策部第2医療救護班)



< 応急医療のシステム >

第1 医療救護チームの編成

1 医療救護チーム

医療救護対策部は、医師、看護師その他補助員をもって医療救護チームを編成する。

2 要請及び出動

医療救護対策部は、必要により次のように医療救護チームの出動を要請する。

状 況	要 請 ・ 出 動
災害により多数の傷病者が発生	○ 医師会に、医療救護チームの出動を要請する。 ○ 災害の状況に応じ知事に対して必要な措置を要請する。
医療関係者が自ら必要と認めたととき	○ 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する。 ○ 直ちに本部長に通報する。

道により編成される医療救護チーム（協力機関等）	編 成
○災害派遣医療チーム ○国立病院機構本部救護班 ○日本赤十字社救護班 ○その他の公的医療機関 ○北海道医師会 ○北海道薬剤師会 ○北海道看護協会	医師、看護師、 その他補助職員

第2 医薬品・資機材の調達

1 医薬品、医療用資機材の調達方法

医薬品、医療用資機材等の確保は、原則として次のとおり行う。

第3章 災害応急対策計画

- (1) 医療救護対策部各班は、市内の薬局等医薬品販売業者から調達する。
- (2) 薬品の入手が困難の場合は、道を通じて薬品業者、他医療機関等に要請する。
- (3) 飲料水、洗浄のための給水は、水道対策部水道庶務班に要請する。
- (4) 電気、電話等通信手段は、総括部災害総括班を通じて北海道電力、NTT東日本に要請する。
- (5) 市の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、市が調達したもので対応する。
- (6) 医薬品等が不足する場合は、自己が携行したものを使用する。この場合、費用は市が実費弁償する。

2 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社北海道支部（道赤十字血液センター）に依頼する。
また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

第3 救護所の設置

救護所は学校、公民館等の公共施設に設置する。なお、必要に応じて災害現場に近い民家、バス、町内会会館等を借用して救護所とする。医療救護対策部各班は、病院と協力して救護所の環境を整える。

第4 救護所の活動

医療救護の活動及び内容は、原則として医療救護チームが救護所で以下のとおり実施する。

また、災害の状況によっては、被災地等で医療救護活動を実施するとともに、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

- 1 負傷者の傷害等の程度の判別（注）トリアージタグ
- 2 中等傷者以上に対する応急措置
- 3 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 4 転送困難な患者に対する医療の実施
- 5 死亡の確認
- 6 助産
- 7 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

注）トリアージタグ：傷病者の重症度と緊急度を判定して、収容医療機関への急連絡事項等を簡単に記したメモのこと。また、クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は一見して重傷にみえないので注意が必要。

※資料編 応急医療救護に関する様式

第5 後方医療体制の確立

医療救護対策部各班は、医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速かに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容する収容医療機関を確保する。

なお、市外への転送が必要な場合は、道または近隣市町へ要請する。

※資料編 救急告示医療機関一覧表

第6 後方医療施設への搬送

救護所で治療できない重傷者は、次のとおり後方医療施設へ搬送する。

1 後方医療施設への搬送

重傷病者の搬送体制	○ 救護所から後方医療施設への搬送については、消防部消防班、消防部警戒班が道その他関係機関の協力を得て行う。
搬送の方法	○ 各救護所から消防部消防班、消防部警戒班に配車・搬送を要請する。 ○ 警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て担架で搬送する。 ○ 道路の損壊などにより搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。 ○ 状況に応じて自衛隊のヘリコプター等の派遣を要請する。

2 市外医療施設への搬送

医療救護対策部各班は、重傷者を市外医療施設へ搬送する場合は、総括部災害総括班に自衛隊・道への要請を依頼する。

第7 心のケア対策

大規模な災害の発生後は、災害に関わった人たちの心的外傷への対策を行う。

対象者例	○ 精神科治療中の患者、治療歴のある患者 ○ 救援・復旧活動の従事者、応援隊、ボランティア（抑うつ状態、燃え尽き症候群） ○ 被災者、避難所生活者、カウンセラー等専門家自身等
対策の方法	○ 病院等に精神科救護所を設置し、カウンセリング等を実施 ○ 災害相談所で心のケアについて対応 ○ 心的外傷に関する広報活動の実施 ○ 専門ボランティアの受け入れ

第9節 遺体の処理・埋葬

大規模な地震・津波災害が発生した場合、多数の犠牲者への対応が必要となる。この節は、遺体の検視・処理、納棺資機材の確保、遺体の安置、遺体の埋葬等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
遺体の処理	●納棺用品等資機材の確保 (救援対策部第1 救援班)	⇒	
	●遺体の検案、処理 (救援対策部第1 救援班)	⇒	⇒
	●遺体の安置 (救援対策部第1 救援班)	⇒	⇒
遺体の埋葬		●埋 葬 (救援対策部第1 救援班)	⇒

第1 納棺用品等資機材の確保

遺体を納めるための「棺」や保存のためのドライアイスは、市内葬儀業者から確保する。
また、搜索、収容、火葬に必要な人員並びに処理のための施設の確保を行う。

第2 遺体の検案、処理

遺体を発見したときは、すみやかに警察に届け出、警察の検視（見分）及び医師による遺体の検案を受けた後、次のとおり処理する。

災害救助法が適用された場合は、市が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

- (1) 警察が検視した遺体を検案場所へ搬送する。
- (2) 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は遺体を引き渡す。
- (3) 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた遺体は、関係各班、各機関の協力を得て、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ、苫小牧市所有の車両及び災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定に基づき搬送する。

第3 遺体の安置

検案を終えた遺体について、警察等の協力を得て、身元確認と身元引き受け人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置するものとする。

- (1) 付近の寺院の了承を得て遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、広場、避難所等へ仮設安置所を設置する。
- (2) 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (3) 遺族その他より遺体引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳に記入の上引き渡す。
- (4) 遺体の埋火葬許可証の発行を求める。

第4 埋葬

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合、または遺族がない場合は、応急的な遺体埋葬を実施する。

- (1) 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- (2) 遺体が多数のため、霊葬場で処理できない時は、近隣市町の霊葬場に協力を依頼する。
- (3) 火葬した遺骨は一時的に寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- (4) 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のある時は、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- (5) 火・埋葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

※資料編 災害救助法様式（様式19及び20）

第10節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

地震発生時には、津波、延焼火災等から逃れるため、迅速な避難活動が必要である。また、避難所では、避難者の把握、物資等の供給、衛生条件の確保、要配慮者への対応等が必要である。この節は、避難区域・警戒区域の設定、避難誘導、避難所の開設・運営等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
避難活動	<ul style="list-style-type: none"> ●警戒区域の設定 (警察署、消防部消防班、警戒班、総括部災害総括班、土木建築対策部土木建築庶務班・土木班) ●避難勧告指示・誘導 (警察署、避難対策部各班、土木建築対策部土木建築庶務班・土木班、広報調査部各班、消防部消防広報班) 		
避難所の開設・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の開設 (避難対策部各班、文教対策部学校庶務班) 		<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の統合・廃止 (避難対策部各班)
避難所の運営		<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の運営 (避難対策部各班) ●飲料水、生活用水の供給 (避難対策部各班、水道対策部水道班) ●食料、生活必需品の供給 (避難対策部各班、物資食糧対策部各班) 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ⇒ ⇒

第1 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止し、住民の退去を命ずる。

発令者	設定の要件	根拠法令
本部長 (市長)	○ 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条
警察官 又は 海上保安官	○ 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	災害対策基本法 第63条
消防職員	○ 災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第36条において準用する 同法第28条

なお、警戒区域を設定する場合は、次の要領で行う。

- (1) 時機を失することのないよう、迅速に実施する。
- (2) 設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで設定しないよう留意する。
- (3) 対象区域内の住民に設置理由を周知する。(解除時も同様)
- (4) 区域は、道路、河川、町名等で設定する。

第2 避難勧告指示・誘導

1 避難の勧告指示

津波や延焼火災等により緊急避難の必要を認めた場合、次の者は、避難の勧告・指示を発令する。本部長は、避難の勧告・指示をしたときは、速やかにその旨を知事(振興局長)に報告する。

発令者	勧告・指示を行う要件	根拠法則
本部長 (市長)	○ 市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、勧告又は指示を行う。	災害対策基本法 第60条
警察官 又は 海上保安官	○ 市長から要請があったとき ○ 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき ○ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	災害対策基本法 第61条 災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条
自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき	自衛隊法 第94条

第3章 災害応急対策計画

<p>知事、知事の命を受けた職員 (洪水等は水防管理者を含む)</p>	<p>○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し立ち退くべきことを指示する。</p> <p>○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。</p>	<p>地すべり等防止法第25条</p> <p>水防法第22条</p>
<p>消防職員</p>	<p>○ 消防長または消防署長が、火災の拡大またはガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切迫していると認めるとき</p>	<p>消防法第23条の2</p>

注)「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合に対応しており、「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強いものと一般に受けとめられることを期待して発表されるものである。
 なお、避難勧告等を行う場合は、次の事項を目安とする。

- (1) 地震災害の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき
- (2) 津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等のおそれがあり付近住民に生命の危険が認められるとき
- (3) 警戒巡視等によって得られる情報の収集、過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果住民の生命、身体に被害を及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。
- (4) 崖崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき
- (5) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき
- (6) その他の災害により市長(本部長)が必要と認めるとき。

2 避難の勧告・指示の報告

本部長は、避難の勧告・指示をした場合、速やかにその旨を知事(振興局長)に報告する。

3 危険地域の避難誘導

危険地域の避難誘導は、次のように行う。

- (1) 避難対策部各班は、避難の勧告・指示の発令後、あらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の市職員を派遣する。津波浸水予測地域にある避難所については限りではない。
- (2) 派遣された職員は、警察官、消防署員、自主防災組織等の協力により市民等の危険地域から安全な地域への避難誘導に努める。
- (3) 学校、幼稚園、保育所、事業所等多数の人が集まる施設における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等が行う。

4 避難者の携帯品

避難時の携帯品は、次のようなものとし、平時より市民に周知を図る。ただし、津波危険区域（浸水区域）は、避難行動の妨げとなるような携帯品は持たないこと。

- (1) 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- (2) 非常食、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯・防災ラジオ等、貴重品
- (3) 動きやすい服装、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具

5 避難の誘導方法

避難誘導の方法は、次のように行う。

- (1) 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた保護者その他単独で避難することが困難な人を優先する。
- (2) 状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難する。
- (3) 自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので中止させる。ただし、地域住民との合意により地区別避難計画等で、避難行動要支援者の避難支援として特別に自動車での避難について認めた場合は、この限りではない。

第3 避難所の開設

1 開設の担当

避難対策部各班は、被害状況及び津波警報（大津波警報）の発令に応じて開設する避難所を決定し、所管する施設へ連絡する。

ただし、災害の状況により、緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設の管理責任者、勤務職員、又は地域指定職員が決定する。

勤務時間外（夜間・休日）に避難所を開設する場合は、避難所近隣に居住する地域指定職員が開設する。

※資料編 避難所一覧表

※資料編 避難場所一覧表

2 開設の手順

- ① 電話、無線等により避難所開設の旨を施設の管理者（学校長等）に要請する。また、夜間・休日は地域指定職員が行う。
- ② すでに避難者がある時は、とりあえず広いスペースに誘導する。
- ③ 要配慮者専用スペースを確保し、案内する。
- ④ 避難者収容スペースの決定・誘導を行う。

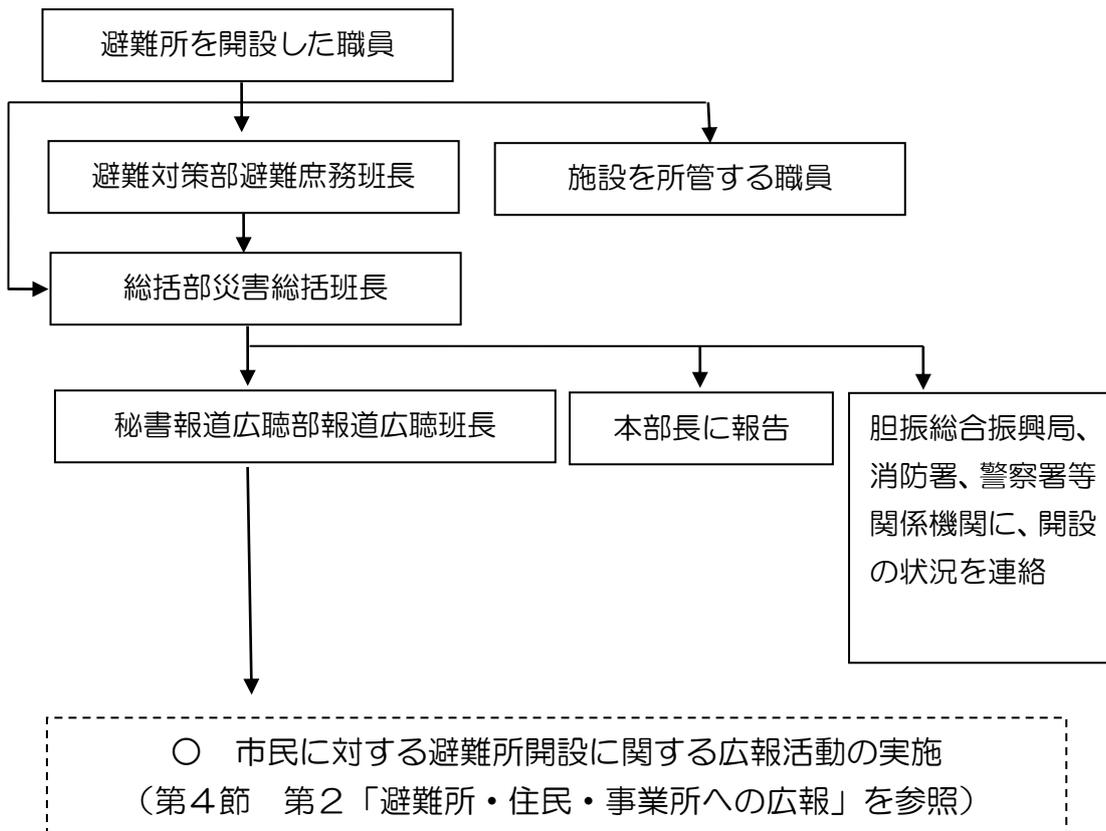
3 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し看板等を掲げて、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、事務所には要員を常時配置し、避難者カード・名簿、事務用品等を準備する。

4 避難所開設の報告

第3章 災害応急対策計画

避難所開設の報告は、次のように行う。



<避難所開設の報告の流れ>

第4 避難所の運営

1 運営の担当者

避難所の運営は、避難対策部各班が派遣する複数の職員（うち1人を責任者として班長が指名）が担当する。原則的に避難者のとりまとめ、運営等は、避難者の代表者と連携をとり、自主運営のかたちでボランティア、自主防災組織と協力して行う。

詳細については、避難所運営マニュアルで別途定める。

2 運営の手順

避難所に派遣された職員は、次の事項を行う。

- (1) 避難者カード・名簿の作成
- (2) 居住区域の割り振り
- (3) 食料、生活必需品の請求、受取、配給
- (4) 運営状況の報告（毎日、その他適宜）
- (5) 運営記録の作成
- (6) 生活ルールの作成
- (7) 避難者の介護及び生活相談

(8) 避難者への広報活動

3 運営上の留意事項

(1) 避難者カード・名簿の作成

避難所の職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。避難者名簿は、集まった避難者カードを基に作成して保管するとともに、避難対策部避難庶務班は、その写しを避難対策部各班、総括部災害総括班、救援対策部第1救援班に送付する。

(2) 避難所の運営状況及び運営記録の作成

避難所の職員は、次のように避難所の状況について報告、記録を作成する。

- (ア) 責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に1回避難対策部避難庶務班へ報告する。
- (イ) 傷病人の発生等、特別の事情のある時は必要に応じて報告する。
- (ウ) 避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

※資料編 避難所運営のための様式

4 居住区域の代表者（班長）の役割

居住区域の代表者の役割は、おおむね次のとおりである。

- (1) 避難対策部避難庶務班からの避難者への指示、伝達事項の周知
- (2) 物資の配布活動等の補助
- (3) 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- (4) 防疫活動等への協力
- (5) 施設の保全管理

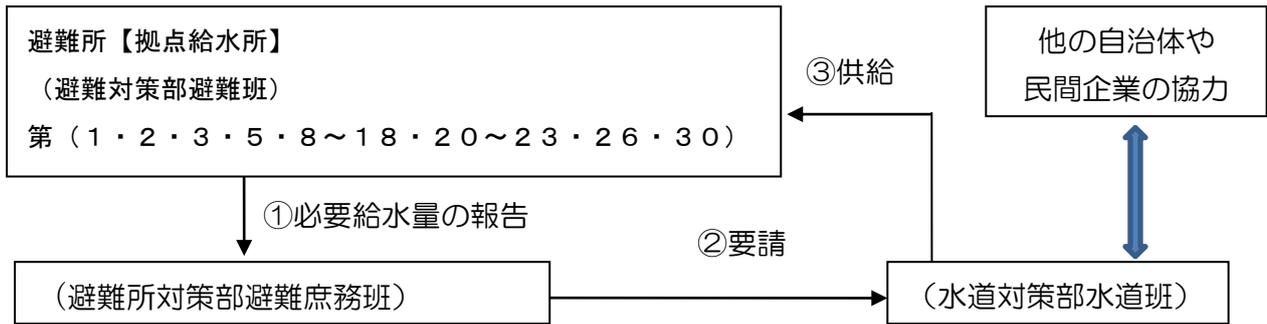
5 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の実施

- (1) 男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した物資や支援の実施
- (2) 災害時における女性や子どもに対する暴力への対策
- (3) 避難所生活での役割分担についての固定的な性別分担意識の排除
- (4) 災害後の性別によるストレスの違いへの配慮

第5 飲料水、生活水の供給

飲料水、生活水の供給については、第13節第2「飲料水、生活水の給水」を参照のこと。
なお、概要は次のとおりである。

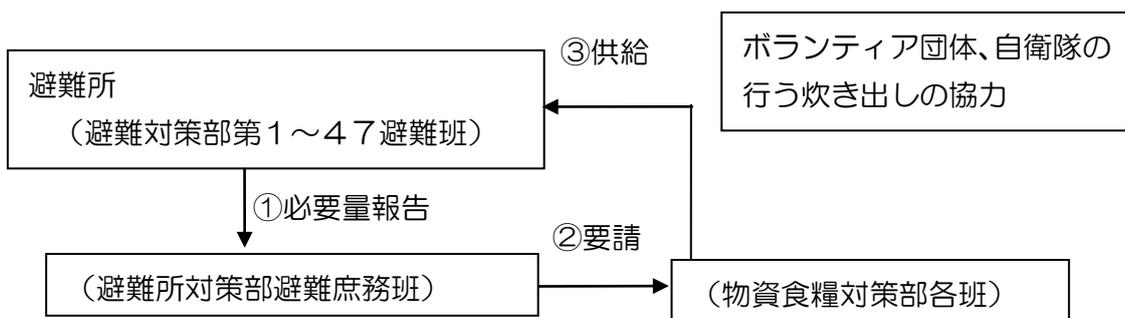
第3章 災害応急対策計画



<飲料水、生活用水の供給の流れ>

第6 食料、生活必需品の供給

食料、生活必需品の供給については、第13節第7「食料の供給」、第8「炊き出しの実施」第11「生活必需品の確保」を参照のこと。なお、概要は次のとおりである。



<食糧、生活必需品の供給の流れ>

第7 避難者への配慮

1 避難長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次の対策を実施する。

対 策	配 慮 す る 事 項
長期化対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ たたみ、布団、暖房、洗濯機等の調達 ○ 報道機関等の取材、立入の制限 ○ 防犯に努める他、被災者の精神安定に配慮 ○ 衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ） ○ 避難者間のルール策定時の十分な合意形成への配慮 ○ 避難所の暑さ・寒さ対策 ○ プライバシー確保に必要な対策 ○ 男女のニーズの違い、ストレス等による負担に配慮した避難所運営 ○ 相談窓口の設置
要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアによる健康診断や相談業務、介護等の協力 ○ 避難スペースの優先的割当て、福祉避難場所、福祉仮設住宅への入居

2 被災者の移送、受入れ

本部長は、被災者の移送、受入れに関して次のとおり行う。

移送・受入れ	状 況	対 処
被災者の他地区への移送	被害が甚大なため、市の避難所に被災者を収容しきれない場合	知事に対して、他市町村等への移送を要請する。
他地区からの被災者の受入れ協力	知事より他地区からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合	道の計画の定めるところにより行う。

第8 避難所の統合・廃止

避難対策部避難庶務班は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行う。本部長は、避難の勧告・指示を解除したときは、速やかにその旨を知事（振興局長）に報告する。

第11節 交通対策・緊急輸送

地震・津波災害発生時には、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材・支援隊員・要員等の輸送等、交通対策が応急対策の生命線となる。この節は、交通規制、緊急輸送路の確保、トラック・船舶・ヘリコプター等輸送手段の確保等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制 (警察署、総括部交通対策班) ●緊急輸送路の確保 (総括部交通対策班、土木建築対策部土木班) 	⇒	
輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急的な輸送 (総括部交通対策班、交通部交通班、産業輸送対策部輸送班) 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送車両の確認 (総括部車両管理班、交通部交通班、産業輸送対策部輸送班) ●緊急輸送 (総括部車両管理班、交通部交通班、産業輸送対策部輸送班) ●輸送拠点の設置 (総括部災害総括班、物資食料対策部各班、産業輸送対策部輸送班) 	⇒

第1 交通規制

1 各実施機関の交通規制

次の機関は、交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保するため、交通検問所を設置するなど交通規制を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会の交通規制	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条 歩行者、車両等の安全確保
	道内に災害が発生し、または発生しようとしている場合、災害応急対策上必要があると認める場合	災害対策基本法第76条 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限
警察署長の交通規制	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第5条または第114条の3 歩行者、車両等の安全確保
警察官の交通規制	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認める場合	道路交通法第6条または第75条の3 車両等の通行の禁止、制限 災害対策基本法第76条の3第1項
	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となる場合	当該車両の移動、その他必要な措置を命ずることができる
自衛官及び消防吏員の交通規制		災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項 警察官がその場にいない場合に限り、職務の執行ができる
道路管理者の交通規制	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合	区間を定めて通行を禁止、または制限、理由、回り道等の道路標識の設置

2 交通規制情報の収集

総括部交通対策班は、警察署に連絡し、交通規制の実施状況、交通の状況等を収集し、産業輸送対策部輸送班等車両を用いる班に伝達する。また、交通規制の実施の報を受けたときは、直ちにその内容を道路情報センターや報道機関の協力を得て周知に務める。

第2 緊急輸送路の確保

1 道路の確保順位

土木建築対策部土木班は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、緊急輸送路を確保する。

- (1) 本部長（市長）の指示に基づき、主要な路線から確保する。
- (2) 主要な路線を確保することが困難な場合は、代替路線を確保する
- (3) 災害対策基本法74条の3及び第78条の2の規定により、指定行政機関（道路管理者）による応援・代行を要請して、緊急輸送路の確保のための応急措置を行う。（瓦礫、土砂等障

第3章 災害応急対策計画

害物の除去)

2 道路確保作業の内容

- (1) 道路の被害状況の調査
- (2) 緊急輸送路の決定（応急、復旧）
- (3) 道路管理者、警察への復旧・交通規制の要請及び通報

第3 緊急的な輸送

1 緊急輸送の実施

交通部各班、産業輸送対策部輸送班は、災害直後の緊急的な輸送として、次の輸送を実施する。

- (1) 備蓄食料・備蓄品
- (2) 救助資機材
- (3) 重傷者

2 緊急輸送の方法

緊急輸送は、市有車両等で行う。また、重傷者等の緊急または長距離の輸送が必要な場合は、ヘリポートを指定し、道または自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。

第4 緊急輸送車両の確認

1 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者またはその委任を受けた者が使用する車両とする。

2 緊急通行車両の確認

緊急輸送車両であることの確認、標章、証明書の交付は、道知事（総合振興局長）または警察署長に対し所定の書類を持って要請する。

3 緊急通行車両の使用

総括部車両管理班、交通部各班は、緊急通行車両として使用する場合、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「通行標章」の交付を受ける。

「通行標章」は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

4 緊急通行車両の事前届出

総括部車両管理班、交通部交通班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署または交通検問所に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届出済証を交付する。

※資料編 緊急通行車両確認証明書の様式

第5 緊急輸送

1 輸送の方法

輸送の方法は、次のとおりとする。

(1) 陸上輸送

陸上輸送は、市有車両の他、バス運送事業者の他、「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」に基づきトラック協会に応援を要請する。

(2) 鉄道輸送

鉄道輸送は、JR北海道に要請する。

(3) 海上輸送

海上輸送は、フェリー会社、海上保安署等に要請する。また、使用する埠頭は、港管理組合と協議して、使用可能な埠頭（耐震強化岸壁）、利便性の高い岸壁を使用する。

(4) 航空輸送

道の消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターを要請する。

2 輸送の範囲

輸送の範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 負傷病者
- (2) 要配慮者等の被災者
- (3) 避難者
- (4) 災害対策要員
- (5) 各資機材
- (6) 水、食糧、生活必需品
- (7) 救助物資
- (8) 遺体
- (9) その他

第3章 災害応急対策計画

3 車両、燃料の調達

総括部車両管理班は、車両の借り上げ、燃料の調達について次のとおり行う。

担 当	区 分	内 容
総括部車両管理班	市有車両の把握	○調達可能な市有車両の状況について把握する。
産業輸送対策部輸送班	車両の借り上げ	○市有車両では対応が困難な場合は、輸送業者等から借り上げる。費用については協議する。
総括部車両管理班	燃料の調達	各部班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

※資料編 市有自動車一覧表

4 配車手続等

各部担当班の配車手続きの方法、配分は、次のとおりとする。

- (1) 総括部車両管理班は、市有車両を総合的に調整し、各部各班に配分する。
- (2) 産業輸送対策部輸送班は、各部各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て、総合的に調整し、各部各班に配分する。
- (3) 交通部交通班は、バス運送事業者等に協力要請し車両を総合的に調整し配分する。
- (4) 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

5 交通部交通班、産業輸送対策部輸送班による輸送

各部担当班の主な輸送の内容は、次のとおりとする。

交通部交通班	車両関係団体への協力依頼により、避難者の輸送及び傷病者の搬送を行う。
産業輸送対策部輸送班	食料、生活必需品、各資機材の輸送を車両関係団体の協力を得て行う。

※ 傷病者の搬送については、原則的に消防部消防班、消防部警戒班が行う。(第7節第参照)

6 輸送対象の優先

輸送対象の優先順位は、概ね次のとおりとする。

- (1) 負傷病者、要配慮者等の被災者
- (2) 被災者の避難のための対策要員の輸送
- (3) 医療救護における対策要員、資機材の輸送
- (4) 被災者救出のための対策要員、資機材の輸送
- (5) 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- (6) 飲料水の供給のための物資の輸送
- (7) 救助物資の輸送

- (8) 遺体の捜索及び処理のための物資の輸送
- (9) 埋葬のための物資の輸送
- (10) その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

第6 輸送拠点の設置

1 集積場所

物資食料対策部各班、産業輸送対策部輸送班は、調達した物資や他県市町村等からの救物資を受け入れ、保管し、配布するため集積場所、輸送拠点として避難所、交通及び連絡に便利な総合体育館をあてる。また、日吉体育館、川沿公園体育館、市民会館、豊川コミュニティセンター等を補完施設として、道の駅「ウトナイ湖」を物資輸送に係る中継地点として活用する。

2 ヘリポートの設置

総括部災害総括班は、臨時ヘリポートの開設予定地を決定する。

※資料編 防災救急ヘリコプター離発着場一覧表

3 海上輸送拠点

海上輸送は、苫小牧の港湾の埠頭を拠点とする。

尚、使用する耐震岸壁、荷捌き用のオープンスペースは「第2章 災害予防計画 港湾施設の整備」による。

第12節 災害時の警備対策

地震・津波災害発生時には、犯罪の予防・防止のため、被災地、避難所、海上等の警備を行う必要がある。この節は、警察署、海上保安署における警備、治安維持について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
災害時の警備	<ul style="list-style-type: none"> ●災害警備体制の確立 (警察署) ●被災地・避難所の警備 (警察署、文教対策部警備班) ●海上における治安維持 (海上保安署) 	⇒	⇒
		⇒	⇒

第1 災害警備体制の確立

災害が発生した場合、警察署は関係機関と連携し、警備体制を確立して、災害情報の収集及び市民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序を維持する。

1 災害情報の収集及び伝達

災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を必要により関係機関に伝達する。

2 避難の指示等

警戒区域の設定及び避難の勧告指示については、市と連携して行う。なお、詳細については、第10節第1「警戒区域の設定」、第2「避難勧告指示・誘導」を参照のこと。

第2 被災地・避難所の警備

犯罪の予防及び取締り等のため、被災後の無人化した住宅街、商店街、避難所等におけるパトローを強化し、定期的な巡回を行う。

第3 海上における治安維持

苫小牧海上保安署は、海上における治安を維持するため、次の措置を講ずる。

- 1 巡視船艇による災害発生地域の所要海域の犯罪の予防、取締り
- 2 巡視船艇による警戒区域または重要施設周辺海域の警戒
- 3 治安維持に必要な情報の収集

第13節 生活救援対策

地震・津波災害が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者に対して、飲料水、食料、生活必需品等の供給が必要である。この節、地震・津波発生直後の備蓄品の供給、需要の把握、物資等の確保、被災者へ供給方法等について定めたものである。

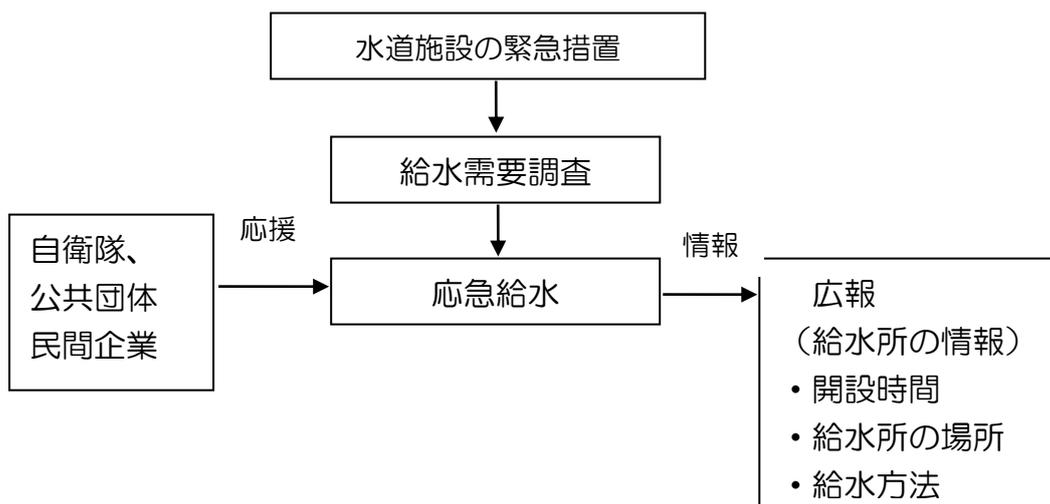
項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
飲料水、生活用水の供給	● 応急給水 (水道対策部各班)	● 飲料水、生活用水の給水 (水道対策部水道班) ● 応援の受入れ (水道対策部水道庶務班)	⇒ ● 生活用水の給水の拡大 (水道対策部水道班)
食料の供給	● 備蓄食料の供給 (総括部災害総括班、産業輸送対策部輸送班、物資食料対策部生活必需品班)	● 食料の需要の把握 (物資食料対策部生活班) ● 食料の確保 (物資食料対策部生活必需品班) ● 食料の供給 (産業輸送対策部輸送班、物資食料対策部生活必需品班) ● 炊き出しの実施 (物資食料対策部各班)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒

第3章 災害応急対策計画

<p>●生活必需品の供給</p>	<p>●備蓄品の供給 (総括部災害総括班、産業輸送対策部輸送班、物資食料対策部生活必需品班)</p>	<p>●生活必需品の需要の把握 (物資食料対策部生活必需品班)</p> <p>●生活必需品の確保 (物資食料対策部生活必需品班)</p> <p>●生活必需品の供給 (産業輸送対策部輸送班、物資食料対策部生活必需品班)</p>	<p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p>
<p>救援物資の受け入れ</p>	<p>●救援物資の受け入れ準備 (物資食糧対策部支援物資班)</p>	<p>●救援物資の受け入れ (物資食料対策部支援物資班)</p>	<p>⇒</p>

第1 緊急給水

災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、水道対策部各班は直ちに被害状況を把握し、緊急措置の後、重要施設への応急給水を実施する。



<給水の流れ>

1 応急給水先

応急給水は、次の施設を優先順位とする。

- (1) 救護所
- (2) 病院
- (3) 社会福祉施設
- (4) 避難所（給水拠点）
- (5) 避難所（給水拠点以外）

第2 飲料水、生活用水の給水

1 応急給水の需要調査

水道対策部水道班は、災害が発生し給水機能が停止すると判断される場合は、応急給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の調査を実施する。

- (1) 応急給水が必要な地域の特定
- (2) 応急給水班の編成
- (3) 給水拠点の開設
- (4) 状況調査
- (5) 給水所の見直し

2 応急給水に必要なリソース（資機材、車両、人員）の確保

応急給水に必要なリソースは、上下水道部が所有するものや、自衛隊、公共団体、民間企業等の関係機関に応援要請を行い不足となるリソースを確保する。

また、優先的に確保できるように必要な応援協定の促進を進める。

3 給水所の設置

応急給水は、給水所を設定し、給水車等による拠点給水方式で行う。給水所の設置は、給水拠点の避難所とする。また、給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。

4 周知・広報

給水所を設定した時は、水道対策部水道班及び秘書報道広聴部報道広聴班並びに避難対策部各班は相互に連携して、給水に関する広報を行い住民への周知を図る。

- (1) 給水の時間
- (2) 給水所の場所
- (3) 給水方法

第3章 災害応急対策計画

5 給水の方法

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、水道対策部水道班及び支援機関が浄水場等から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。

(2) 給水所での給水

給水所での給水は、避難所に派遣された職員が、地区の消防団、自主防災組織の協力を得て、市民が自ら持参した容器により行う。容器が不足する場合には、水道対策部が用意した給水袋等を使用する。

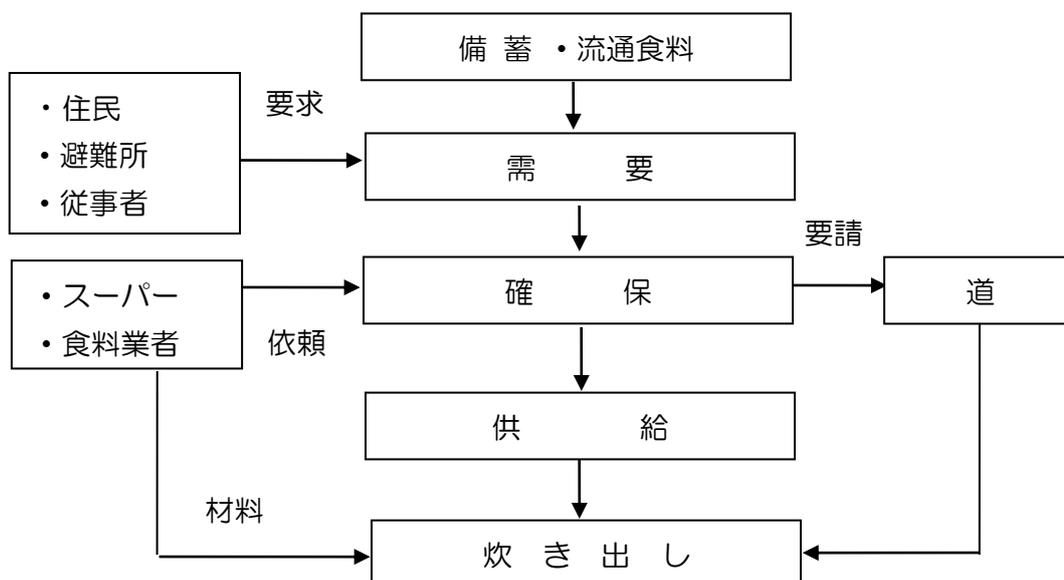
第3 生活用水の給水の拡大

応急給水の目標は、応急復旧期間において日数の経過に応じて、応急給水の目標水量及び市民の水の運搬距離を設定する。

経過日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
発災～3日	3ℓ/人・日	概ね1km以内	耐震貯水槽 タンク車
～10日	20ℓ/人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
～21日	100ℓ/人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
～28日	被災前給水量 約250ℓ/人・日	概ね10m以内	配水管からの各戸給水供用栓

第4 備蓄食料の供給

災害が発生した場合、物資食料対策部生活必需品班は、総括部災害総括班に備蓄食料の保管場所を確認して、産業輸送対策部輸送班を通じて備蓄食料を避難所へ運び、避難者へ供給する。



第5 食料の需要の把握

物資食料対策部は、次の方法で食料の需要を把握する。

把握担当班	供給対象者	供給品	要請先	輸送方法
総括部動員班	下記に属さない従事者（ボランティア、市職員等）	食料 物資 備蓄品 生活必需品 炊き出し品	物資食料 対策部	産業輸送対策部 輸送班 食料物資等業者 物資食料対策部給 食班
土木建築対策部住宅班	公営住宅、仮設住宅の入居者及びこれに係る従事者（ボランティア、市職員等）			
避難対策部 救援庶務班	避難対策部各班の避難者及びこれに係る従事者（ボランティア、市職員等）			
救援対策部 救援庶務班	一般市民、町内会、各種団体、その他及びこれに係る従事者（ボランティア、市職員等）			

第6 食料の確保

1 市の食料確保

物資食料対策部生活必需品班は、製パン業者、食料加工業者、スーパーなどの他、「災害時における応急生活物資及び物資の供給の協力に関する協定」に基づき、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

※資料編 食料確保先一覧表

2 道からの米穀等調達

(1) 知事への要請

災害が発生した場合又はその恐れがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、その確保について総合振興局長を通じ知事に要請する。

(2) 食料の受領

知事の指示（交通通信の途絶のため指示を受けられない場合は、この限りではない。）に基づいて北海道農政事務所苫小牧地域センター又は倉庫の責任者から食料を受領し、被災等に配給する。

第7 食料の供給

1 供給対象者

食料の供給対象者は、原則として次のとおりとする。

第3章 災害応急対策計画

- (1) 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な人（在宅避難者）
- (3) 住家が被害を受けたため一時に縁故先等へ避難する人
- (4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- (5) 災害応急対策活動従事者
- (6) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人

2 食料供給活動の実施

(1) 食料の輸送

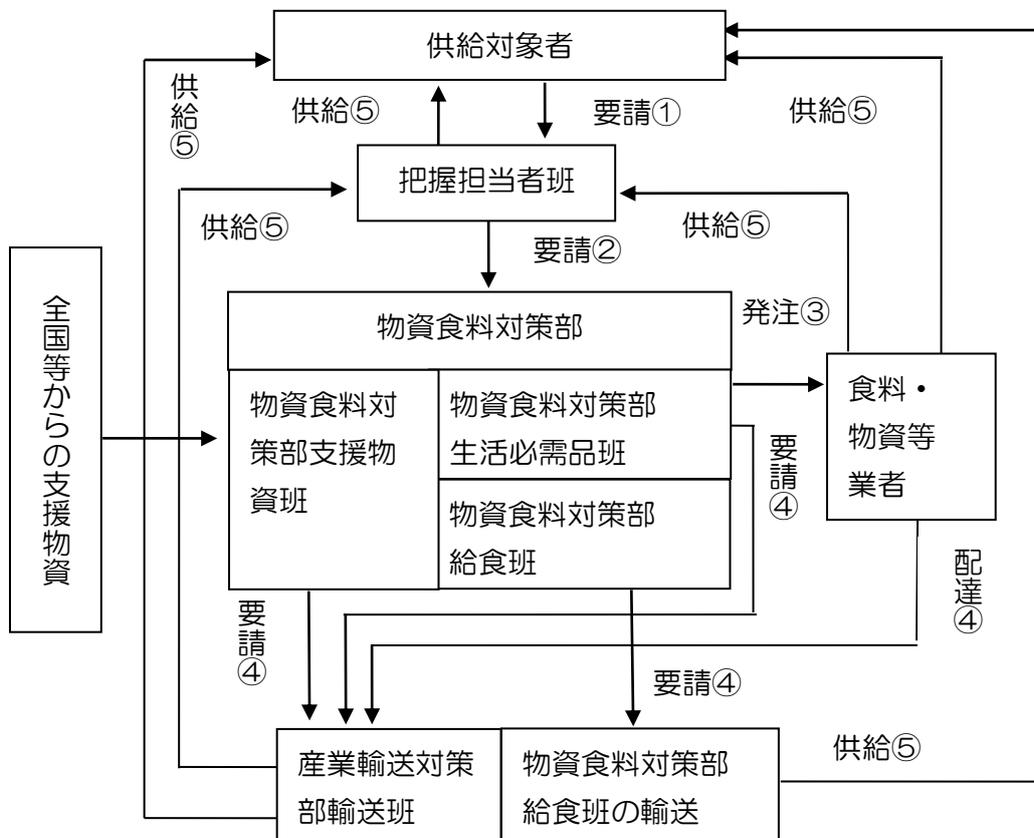
食料供給に関する輸送業務は業者が行うが、必要な場合は産業輸送対策部輸送班が行う。また、産業輸送対策部輸送班は、市で調達した食料及び道等から支給を受けた食料の輸送を総括する。

(2) 食料の集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、災害の状況によって、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設、その他の適当な場所とする。

(3) 供給する食料

供給する食料は、災害発生第1日目は、備蓄食料、第2日目以降は、米飯の炊き出し、または弁当・パン等により行う。また、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給するとともに要配慮者を優先して食料を供給する



第8 炊き出しの実施

炊き出しは、学校給食センターを使用する。学校給食センターが使用できない場合は、避難所で行う。炊き出しは、自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織、婦人団体などのボランティアに協力を要請する。なお、方法については第7「食料の供給」を準用する。

第9 備蓄品の供給

備蓄品の供給については、第4「備蓄食料の供給」を準用する。

第10 生活必需品の需要の把握

生活必需品の需要の把握については、第5「食料の需要の把握」を準用する。

第11 生活必需品の確保

生活必需品の確保については、第6「食料の確保」を準用する。

第12 生活必需品の供給

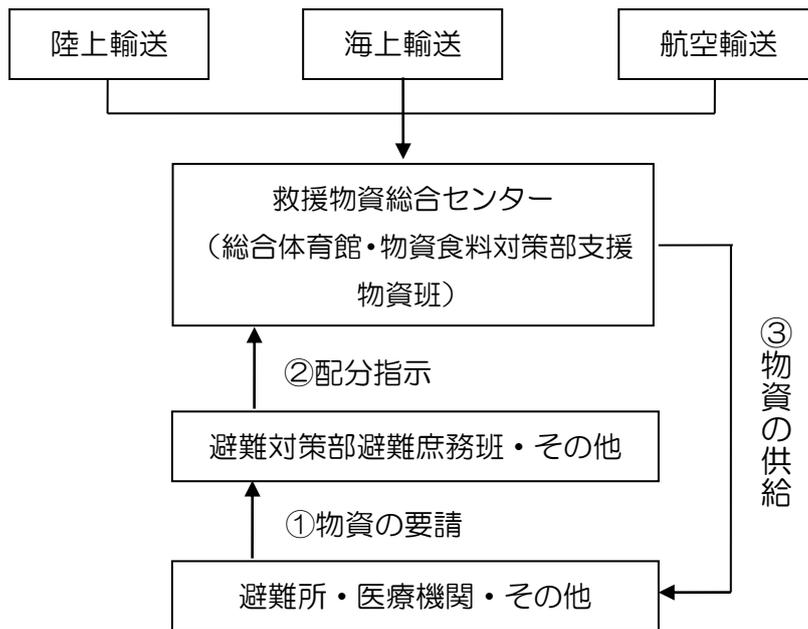
生活必需品の供給については、第7「食料の供給」を準用する。また、生活必需品の供給内容については、被災者のニーズ調査により必要数量を把握し調達する。なお、供給する物資の主なものは、次のとおり。

- (1) 寝 具 …… 就寝に必要な最小限度の毛布等
- (2) 衣 類 …… 上着、下着、防寒着等
- (3) 身回り品 …… タオル、手拭い、運動靴、傘等
- (4) 炊事用具 …… 鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等
- (5) 日用品 …… 石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等
- (6) 光熱材料 …… マッチ、ロウソク、灯油等

第13 救援物資の受け入れ

物資食料対策部支援物資班は、救援物資の集中管理を行う「救援物資総合センター」を総体育館に設置する。また、日の出防災倉庫、日吉体育館、川沿公園体育館、市民会館、豊川コミュニティセンター等を補完施設とする。

第3章 災害応急対策計画



第14節 建物対策

地震発生後の余震等による被害防止のため、被災建物の危険度を判定する。また、住家が損壊した被災者へは、住宅修理や応急仮設住宅の供給、被災建物の解体・撤去などの対策が必要である。この節は、建物の応急危険度判定の実施方法、住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設・入居、建物の解体・撤去等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
被害建物の応急危険度判定	●被災建物の応急危険度判定士の確保・判定用具の準備 (土木建築対策部建築班)	●被災建物の応急危険度判定の実施(土木建築対策部建築班)	⇒ ●建物の解体、撤去 (土木建築対策部建築班)
応急仮設住宅の設置		●応急仮設住宅の需要の把握 (避難対策部避難庶務班) ●応急仮設住宅の用地の確保 (土木建築対策部住宅班) ●応急仮設住宅の建設 (土木建築対策部建築班)	●応急仮設住宅の建設 (土木建築対策部建築班) ●応急仮設住宅の管理及び入居者の選定 (土木建築対策部住宅班)
被災住宅の修理		●被災住宅の応急修理	●被災住宅の応急修理 (土木建築対策部建築班)
住宅の確保	●公営住宅の被害状況の把握 (土木建築対策部住宅班)	●公営住宅の被害状況及び応急修理調査 (土木建築対策部住宅班)	●公営・民間住宅の復旧・確保 (土木建築対策部住宅班) ●公営・民間住宅の入居者の選定 (土木建築対策部住宅班)

第1 被災建物の応急危険度判定士の確保

1 判定士の確保

土木建築対策部建築班は、次のとおり建物の危険度判定士の有資格者を確保する。

- (1) 市内建築関係団体へ派遣を要請する。
- (2) 道、他市町村へ派遣を要請する。

第3章 災害応急対策計画

- (3) ボランティア募集の広報を行う。

2 判定実施本部（窓口）の設置

土木建築対策部建築班は、多数の判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立するために判定実施本部（窓口）を設置するとともに次のことを行う。

- (1) 受け入れ判定士の名簿づくり
- (2) 担当区域の配分
- (3) 判定基準の資料の準備
- (4) 立入禁止などを表示する用紙の準備
- (5) 判定統一のための打ち合わせ実施

第2 被災建物の応急危険度判定の実施

1 判定作業の概要

- 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に従って行う。
- 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等を記載し、建物の出入り口等の見やすい場所に貼りつける。なお、判定の内容は次のとおりである。
- 判定は目視にて行う。

- 危険： 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
- 要注意： 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
- 調査済： 建築物の損傷が少ない場合である。

2 判定後の措置

判定の結果、「危険」とされた建物については、立ち入り禁止を促す。

第3 建物の解体、撤去

土木建築対策部建築班は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物を優先して、住民に解体、撤去の措置を促す。

第4 応急仮設住宅の需要の把握

1 需要の把握

避難対策部避難庶務班は、災害発生後7日以内に応急仮設住宅の入居希望者を把握する。調査方法は、入居の資格基準及び該当者を広報で周知した後、希望者を避難所で受け付ける。なお、被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

2 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居者は、次の条件に該当する者とする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- (2) 居住する住家がない者であること
- (3) 自らの資力では住宅を確保することのできない者であること
- (4) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (5) 特定の資産のない失業者
- (6) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- (7) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
- (8) 特定の資産のない勤労者
- (9) 特定の資産のない小企業者
- (10) 上記に準ずる経済的弱者

第5 応急仮設住宅の用地の確保

応急仮設住宅の建設地は以下の条件を考慮し、土木建築対策部住宅班が用地を確保する。

- (1) 浸水、崖くずれ等の危険がないこと
- (2) 飲料水等が得やすく、保健衛生上良好なこと
- (3) 児童、生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- (4) 交通の便がよいこと
- (5) 公有地であること
- (6) 敷地が広大であること

第6 応急仮設住宅の建設

1 建設実施の決定

(1) 災害救助法適用前

応急仮設住宅建設実施の決定は、本部長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

(2) 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、知事が行い、市長はこれを補助する。

ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

2 建設の実施

第3章 災害応急対策計画

(1) 建設の基準

建設の基準については、災害救助法の規定による。住宅の仕様については、入居希望世帯の構成状況に応じ、いくつかのタイプに分けて建設する。また、高齢者等の災害弱者のために、福祉仮設住宅の設置を図る。

なお、応急仮設住宅を近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会等に利用できる施設の設置を図る。

(2) 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、土木建築対策部建築班が所管し、建設業者に協力を要請する。

第7 応急仮設住宅の管理及び入居者の選定

1 入居の資格基準及び該当者

入居の資格基準及び該当者については、第4「応急仮設住宅の需要の把握」を参照する。

2 入居者の選定

入居者の選定は、土木建築対策部住宅班が所管し、入居希望者の条件を十分調査し、本部会議において決定する。なお、要配慮者を福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

3 応急仮設住宅の管理

土木建築対策部住宅班は、応急仮設住宅の管理を行い、応急仮設住宅入居を円滑に進める。

第8 被災住宅の修理

1 応急修理実施の決定

(1) 対象者

応急修理の実施の対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

(ア) 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある市民であること。

(イ) 自らの資力では、住家の修理ができない市民であること。

(ウ) 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる市民であること。

(エ) 原則として応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合であり、かつ、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む。）を利用しない場合であること。

(2) 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について必要な最小限度において、実施（給付）するものとする。

2 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じ、災害救助法の定める実施戸の限度内で行う。

3 修理の実施

修理の実施については、災害救助法の規定による。

4 公営住宅の応急修理

公営住宅の応急修理については、土木建築対策部住宅班が調査を行い、修理の必要度の高い住宅が実施する。

第9 公営・民間住宅の復旧・確保

土木建築対策部住宅班は、公営住宅、民間住宅の空き家の確保を行う。また、必要に応じて住宅事業者等の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすることで居住を維持できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

1 公営住宅の確保

公営住宅は、被災者の家族単位で多人数世帯向け住宅、少人数世帯向け住宅の確保に努る。

2 民間住宅の確保

民間の賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅に準ずるものとして確保する。

3 入居者の選定

公営・民間住宅の入居者の選定については、第7「応急仮設住宅の管理及び入居者の選定を準用する。

第10 災害公営住宅の確保及び入居基準

1 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次のア又はイのいずれかに該当した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し、入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 市区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

第3章 災害応急対策計画

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、市が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の資格

- (ア) 当該災害発生の日から3か年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 当該災害発生後3か年間は、月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第15節 廃棄物処理・防疫

地震・津波災害発生時には、ライフライン等の機能低下により、衛生条件が悪化する。特に、上下水道の機能低下によりトイレが使用できなくなるため、仮設トイレの設置が必要である。この節は、食中毒・感染症等の予防、し尿対策、ゴミ等の収集等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
衛生・防疫対策		<ul style="list-style-type: none"> ●食中毒の予防 (環境衛生対策部環境班) ●被災者等の保健衛生 (環境衛生対策部環境班、救援対策部第4救援班) 	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ●被災地の防疫活動 (産業輸送対策部第2産業班、医療救護対策部各班、環境衛生対策部各班)
し尿対策		<ul style="list-style-type: none"> ●仮設トイレの設置 (土木建築対策部建築班) ●し尿の処理 (環境衛生対策部清掃班) 	⇒
廃棄物対策		<ul style="list-style-type: none"> ●災害・生活廃棄物の処理 (環境衛生対策部清掃班) 	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理の計画・実施 (環境衛生対策部清掃班)

第1 食中毒の予防

食中毒が発生しやすい時期は、住民に注意喚起の広報活動を実施する。また、保健所と協力し、食料調達業者等に食中毒の防止を指導する。

第2 被災者等の保健衛生

1 衛生活動

(1) 被災者に対する衛生指導

環境衛生対策部環境班は、避難所収容者や地域住民に対し、広報活動等を通じて台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

第3章 災害応急対策計画

(2) 検病検査等

医療救護対策部各班は、検病調査及び健康診断を苫小牧地域保健部と協力して行う。

2 保健活動の実施

救援対策部第4救援班及び苫小牧地域保健部は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健活動を実施する。

- (1) 医師会、苫小牧地域保健部等との連携の下に、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。
- (2) 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。
- (3) 食中毒等の予防のため、被災者等への食料衛生知識の普及や避難所等における食料衛生指導及び検査の徹底を図る。
- (4) 被災者及び災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。

第3 被災地の防疫活動

1 防疫チームの編成

環境衛生対策部環境班は、衛生技術者及び作業員で防疫チームを編成する。

2 防疫用薬剤・資機材の確保

環境衛生対策部環境班は、市が保有する薬剤・資機材を使用するが、不足する場合は、道及び薬剤師会等に協力を要請する。

3 消毒等の実施

知事の指示・指導に従い環境衛生対策部環境班は、次のようなときに地域の床下、汚染した溝・井戸、その他不衛生な場所等の消毒等を実施する。

- (1) 感染症が発生したとき
- (2) 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき
- (3) 汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸のあるとき
- (4) 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき
- (5) 土壌還元によるし尿処理を行うとき
- (6) 鼠、害虫等が大量に発生したとき
- (7) 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき

4 感染症対策

医療救護対策部各班は、1～4類感染症の患者が発生し、または明らかに感染症を呈す者が発見された時は、すみやかに本部に報告する。感染症への対策は次のとおりである。

- (1) 被災地及び避難所における感染症患者、病原体保有者の早期発見
- (2) 1・2類感染症の患者、疑似症患者の感染症指定医療機関への移送、入院勧告、報告
- (3) 手指の消毒等必要な指導及び消毒液等の配布
- (4) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実施
- (5) 広報の依頼
- (6) 入院が必要な感染症患者は、感染症指定医療機関に収容する。

5 水質・大気汚染の監視

環境衛生対策部環境班は、被災地及び避難所周辺の水質・大気汚染について監視し、汚された場所について住民への周知や消毒等を行う。

6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明または被災者であって、かつ自力で処理できない場合は、環境衛生対策部清掃班が馬、牛、豚等の家畜の死体等処理を行う。

環境衛生対策部環境班は、野生鳥獣等の収集及び死体処理が必要となったときは、特別班を編制して収集し、処理する。

死亡獣畜の処理にあたっては、「化製場等に関する法律」など関係法令に従い適正に処理を行う。

7 飼養動物の取扱

動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

8 放浪犬の処理

放浪犬は捕獲して適当な場所に収容する。また、住民に対し、放浪犬を収容している旨周知する。

第4 仮設トイレの設置

土木建築対策部建築班は、大規模な災害が発生した場合、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、「災害時における応急対策資機材の供給に関する協定」に基づき、リース会社等から調達するが、市で調達できない場合は道に要請する。

設置場所 : 下水道使用不可能な地域にある避難所
住宅密集地等の公園

第5 し尿の処理

環境衛生対策部清掃班は、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。し尿の収集・処理は、避難所の仮設トイレ及び病院等を優先して行う。

第6 災害・生活ごみの処理

環境衛生対策部清掃班は、以下の点に注意しながら、災害・生活ごみを塵芥車、ダンプ、トラック等で搬送し、廃棄物処理場で焼却または埋め立ての方法により処理する。

- (1) 住民に自治会単位によるごみの収集を呼びかける。
- (2) 生ごみ等腐食しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
- (3) 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場を指定する。
- (4) 一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

第7 廃棄物処理の計画・実施

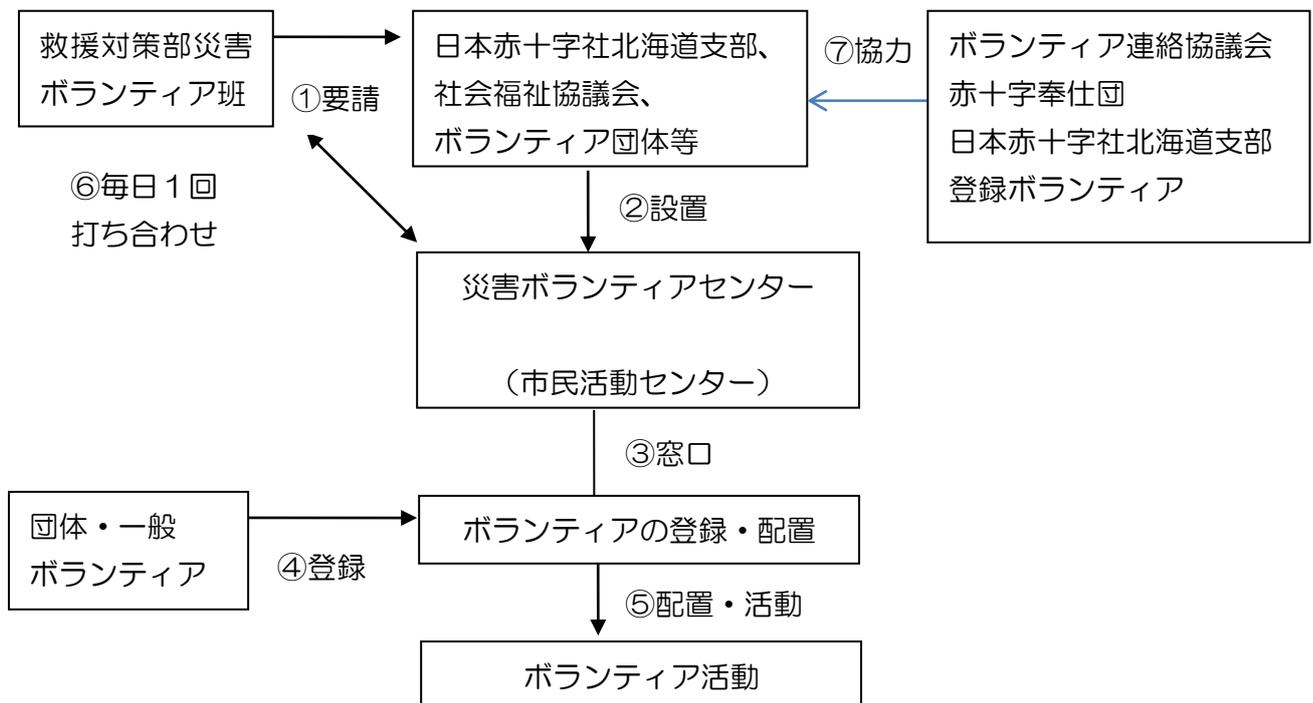
1 環境衛生対策部清掃班は、災害時に道路等に排出された廃棄物（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2第2項に該当する物）を一時集積場に車両で搬送し、集積された廃棄物は、焼却・破碎処分し最終処分場へ搬出する。

2 倒壊家屋等の災害廃棄物や避難所から排出される生活ごみ及びし尿の処理について、被災等により、市の廃棄物処理施設のみで適正に処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

第16節 災害ボランティアの活用

地震・津波災害発生時には、全国から各種団体、個人ボランティアの申し出であり、これらを効果的に活用することにより、被災者等の負担が軽減されるとともに、早期の復旧につながる。この節は、ボランティアの活動範囲、受け入れ・支援体制等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
ボランティア		<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアのセンターの設置 (救援対策部災害ボランティア班) ●災害ボランティアの活動 (救援対策部災害ボランティア班) 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ⇒ ●福祉仮設住宅の巡回 (救援対策部災害ボランティア班)



<ボランティアの流れ>

第1 災害ボランティアセンターの設置

1 災害ボランティアセンターの設置

第3章 災害応急対策計画

救援対策部災害ボランティア班は、苫小牧市社会福祉協議会に要請し、市民活動センターにボランティア活動の拠点として災害ボランティアセンターを設置する。

なお、災害ボランティアセンターの主な役割とは、次のとおりである。

- (1) ボランティアの配置、活動内容の指揮
- (2) ボランティアの登録、配置
- (3) ボランティア活動に必要な資機材の準備

2 ボランティアの活動連絡

救援対策部各班、医療救護対策部第1医療救護班、物資食料対策部各班などボランティア活動の支援を必要とする部班は、災害ボランティアセンターの代表者と、毎日1回、ボランティアの活動内容等について打ち合わせを行う。

3 ボランティアの受け入れ

ボランティアの受け入れは、災害ボランティアセンター内に窓口を設置して行う。

※資料編 苫小牧市赤十字奉仕団組織一覧表

第2 災害ボランティアの活動

ボランティアの活動は、おおむね次の事項とする。

- (1) 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 福祉仮設住宅の巡回
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 被災建築物の応急危険度判定
- (8) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (9) 災害応急対策の事務の補助
- (10) 救急・救助活動
- (11) 医療・救護活動
- (12) 外国語通訳
- (13) 非常通信
- (14) 被災者の心のケア活動
- (15) 被災母子のケア活動
- (16) 被災動物の保護・救助活動
- (17) ボランティアコーディネート

第17節 要配慮者への対応

地震・津波災害発生時には、障がい者・高齢者・乳幼児・外国人等の要配慮者、に対して、災害直後の安全確認、避難所での生活支援等の対策が必要である。この節は、要配慮者に対する各種援護対策について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
要配慮者への対応	●要配慮者の安全確認・確保（救援対策部各班）	●要配慮者の援護 （避難対策部各班、救援対策部各班） ●巡回ケア・広報・相談窓口の設置 （秘書報道部報道広聴班、医療救護対策部各班、救援対策部救援庶務班・災害ボランティア班） ●要配慮者への福祉 仮設住宅供給及びケア対策 （土木建築対策部各班、救援対策部災害ボランティア班）	⇒ ⇒ ⇒

第1 要配慮者の安全確認・確保

1 安全の確認

救援対策部各班は、次のように要配慮者の安全を確認する。

- (1) 自主防災組織、町内会その他福祉関係団体等と協力し、要配慮者にあたる人の安全の確認
- (2) 自主防災組織、町内会その他福祉関係団体等と協力し、それぞれの要配慮者を避難所、救護所等へ誘導

第2 避難所の要配慮者の援護

1 介助支援者リストの作成

避難対策部各班は、担当している避難所の要配慮者を把握し、次の内容のリストを作成し、救援対策部各班に送付して、必要な措置を要請する。

- (1) 必要となる介護・介助要員の種別・規模
- (2) 車椅子・つえ等介助用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

2 応急ケアサービス

第3章 災害応急対策計画

要配慮者への応急的なケアとして、次のサービスを実施する。

- (1) 健康診断や各種相談業務
- (2) ボランティア等による介護
- (3) 避難スペースの優先的割当て
- (4) 聴覚障害者向け掲示板等の設置
- (5) 段差の解消、簡易ベッド確保、専用トイレの整備

3 要配慮者専用避難所・病院

要配慮者の収容施設として、次の施設を確保する。

- (1) 老人保健施設・障害者福祉施設
- (2) 老人ホーム・障害者療護施設・病院等
- (3) 市施設のうち専用避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）
- (4) 「災害時における福祉避難所施設に関する協定」などにより指定した避難所施設

第3 巡回ケア・広報・相談窓口の設置

担当部各班は、要配慮者に対し、次の活動を実施する。

- (1) 救援対策部救援庶務班による生活相談窓口及び外国人向け相談窓口の開設
- (2) ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- (3) 医療救護チームの健康チェック
- (4) ヘルパーやボランティアの派遣による生活介助の実施
- (5) 秘書報道部報道広聴班等による要配慮者向け広報活動の実施（外国人、聴覚障害者への伝達等）

第4 要配慮者への福祉仮設住宅の供給及びケア対策

1 福祉仮設住宅の供給計画

要配慮者向け住宅として、福祉仮設住宅を設置する。

- (1) 要配慮者の住宅仕様別のニーズの把握
- (2) 要配慮者の優先的な入居の配慮

2 福祉仮設住宅の災害弱者向ケア対策

福祉仮設住宅の入居者に対し、次のようなケア対策を行う。

- (1) 福祉仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営
- (2) 医療ボランティア等の協力による健康チェック・心のケア対策

第18節 公共機関・施設の応急対策

地震・津波災害発生時には、水道・下水道・電気・電話・ガス・鉄道の各公共機関・施設の管理者は、それぞれの「防災業務計画」「個別危機対策マニュアル」等に基づいて、被害状況の把握、迅速な応急復旧を行う。この節は、これらの各機関・施設の応急対策の概要についてまとめたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
上下水道	●上下水道の応急対策 (水道対策部各班、下水道対策部各班、)	⇒ ●上下水道の復旧対策 (水道対策部各班、下水道対策部各班、)	⇒
電気・電話・ガス	●電気・電話・ガスの応急対策 (北海道電力、NTT、苫小牧ガス)	⇒ ●電気・電話・ガスの復旧対策 (北海道電力、NTT、苫小牧ガス)	⇒
道路・橋梁	●道路・橋梁の応急対策 (総括部交通対策班、土木建築対策部各班)	⇒ ●道路・橋梁の復旧対策 (土木建築対策部各班)	⇒
河川・海岸・指定地	●河川・海岸・指定地の応急対策 (土木建築対策部各班、消防部各班)	⇒ ●河川・海岸・指定地の復旧対策 (土木建築対策部各班)	⇒
鉄道	●鉄道の応急対策 (JR北海道)	⇒ ●鉄道の復旧対策 (JR北海道)	⇒
その他の公共施設	●その他の公共施設の応急対策 (各施設)	⇒ ●その他の公共施設の復旧対策 (各施設)	⇒

第1 上下水道の応急・復旧対策

1 上水道施設

水道対策部各班は、上水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。

(1) 応急対策

① 被害調査

(ア) 管路施設は、導水管、送水管、配水本管、配水支管の順に調査を行う。

第3章 災害応急対策計画

(イ) 浄水施設、取水施設、ポンプ施設の順に調査を行う。

② 応急対策活動

(ア) 漏水を確認した時は、バルブ操作により水道水を確保する。

(イ) 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。

(ウ) 原水から給水栓に至るまでの水質監視レベルを維持する。

(2) 復旧対策

① 復旧に必要なリソースは、上下水道部が所有するものや、自衛隊、公共団体、民間企業等の関係機関に応援要請を行い、不足となるリソースを確保する。

また、優先的に確保できるように必要な応援協定の促進を進める。

② 災害時の広報

(ア) 広報の方法は、広報車、ホームページ等により市民に情報を発信する。

(イ) 広報の内容は、断水状況、開設している給水所、節水のお願い等の情報

③ 各復旧対策順位

(ア) 水道管の復旧は、導水管、送水管、配水本管、配水支管の順に行う。

(イ) 水道施設の復旧は、取水施設、浄水施設、ポンプ施設の順に行う。

(ウ) 被害状況等により(ア)(イ)に示した順に復旧を行わない場合もある。

2 下水道施設

下水道対策部各班は、下水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。

(1) 応急対策

① 被害調査

被災後、下水道対策部各班は、直ちに施設の被害調査を行う。

② 応急対策活動

(ア) 汚水管きょは、汚水の流下に支障のないよう移動式ポンプを配置する。

(イ) 終末処理場等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替る。

(ウ) 汚水処理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行う。

(エ) 多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

(2) 復旧対策

① 資機材、車両、人材の確保

(ア) 資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。また、必要に応じて民間企業等、他市町村等の下水道事業者の協力を得る。

(イ) 工事施工中の箇所は、施工者に対し、被害を最小限にとどめるよう状況に応じた措置をとる

ことを指示する。

② 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置を広報する。

第2 電気・電話・ガスの応急・復旧対策

1 電気施設

災害により電気の供給が停止したり、または停止するおそれがある時は、北海道電力が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

北海道電力本店に非常災害対策本部を、苫小牧支店内に非常災害対策苫小牧支部を設置し、応急対策活動にあたる。

また、上下水道施設、新聞、放送、鉄道、市役所、警察署、消防署、NTT施設、病院、避難所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

(2) 復旧対策

ア 災害時の広報

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報する。

イ 復旧計画の策定

次のような復旧計画を策定し復旧にあたる。

(ア) 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況

(イ) 復旧資機材の調達

(ウ) 復旧内容（送電設備、変電設備、通信設備、配電設備）

(エ) 復旧作業の日程及び完了見込

(オ) 宿泊施設、食料、衛生対策の手配等

2 電話施設

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、NTT東日本が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

NTT東日本苫小牧ちとせ支店内に災害対策の本部を設置し、次の応急対策活動にあたる。

ア 設備、資機材の発動準備及び点検

イ 最小限の通信の確保

ウ 非常用可搬型交換装置の設置

エ 特設用公衆電話の設置

オ 臨時回線の作成

カ 通信の利用制限

キ 非常通話、緊急通話の優先

第3章 災害応急対策計画

(2) 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる回線の復旧にあたる。

- ア 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- イ 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等、社会活動等のため必要と認められる回線
- ウ 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するために必要と認められる回線

3 ガス施設

災害が発生した場合は、苫小牧ガスが定める地震防災対策要領により、被害状況を把握、巡回点検などを実施し、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

苫小牧ガス本社内に災害対策の本部を設置し、次の応急対策活動にあたる。

- (ア) 工場ホルダー及び原材料貯槽の出入弁のしゃ断
- (イ) ガス製造の停止
- (ウ) 圧送計画の変更及び送出弁のしゃ断
- (エ) 供給ホルダーの出入弁のしゃ断
- (オ) 導管網のブロック化
- (カ) 被害地域のバルブしゃ断
- (キ) 高中圧ラインのガス放散
- (ク) その他状況に応じた適切な措置

(2) 復旧対策

次のような復旧計画を策定し復旧にあたる。

- (ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設の応急復旧に当たる。
- (イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整修理する。
- (ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い速やかなガス供給再開に努める。

第3 道路・橋りょうの応急・復旧対策

災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれの所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。市が管理する道路は、次のとおり応急復旧対策を行う。

(1) 応急対策

ア 被害状況の調査

土木建築対策部各班は、災害が発生した場合に次の事項を中心に道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

- (ア) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (イ) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

(ウ) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

イ 道路管理者への通報

土木建築対策部土木建築庶務班は、被害状況調査の結果、市道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

ウ 交通規制

総括部交通対策班は、通行が危険な路線・区間について警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。

(2) 復旧対策

① 道路の応急復旧

土木建築対策部土木班は、被害を受けた市道について市内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。また、道路の応急復旧が困難な場合は、総括部災害総括班を通じて知事、自衛隊に対し応援を求める。

② 仮設道路の設置

土木建築対策部土木班は、道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

第4 河川・海岸・指定地の応急・復旧対策

1 河川・海岸

(1) 応急対策

① 被害状況の調査

施設の管理者は、災害が発生した場合に河川、海岸の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

② 応急排水

津波によって浸水被害が発生した場合は、状況により応急排水を実施する。

(2) 復旧対策

各管理者は、堤防、護岸、海岸等の被害について調査し、速やかに応急復旧を要請する。

2 指定地

(1) 応急対策

各管理者は、次のような応急対策を行う。

ア 管理者は、地すべり、急傾斜地等の指定地の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

イ がけ崩れが発生した箇所では、周辺の住民等と協力して人命救助を最優先で行う。

さらにながけ崩れが拡大するおそれがある場合には避難を指示する。

ウ 宅地周辺では、自然がけ地、道路の造成に伴うがけ地・擁壁の崩壊、倒壊の被害状況に応じて住民の避難、警戒を行う。

第3章 災害応急対策計画

工 大規模な地震、津波被害を受けた場合、地盤沈下により、浸水しやすい地形になる場合があるため、出水期など以後の河川水位の情報に注意する。

(2) 復旧対策

土木建築対策部各班は、二次災害防止のため、被害状況に応じ、応急的な危険防止策講ずる。

第5 鉄道の応急・復旧対策

JR北海道は災害が発生した場合、あるいは列車や構造物が被災した場合は、JR北海道が定める防災業務計画により災害対策本部を設置し応急措置を行う。

- (1) 災害発生と同時に運転規制等に基づく初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- (2) 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- (3) 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- (4) 避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- (5) 旅客等に事故が発生した場合、救護班を編成し救急救護にあたる。
- (6) 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講ずる。

第6 その他の公共施設の応急・復旧対策

災害が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

- (1) 避難対策の実施
- (2) 混乱の防止
- (3) 施設入所者の人命救助
- (4) 本部への通報
- (5) 施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置
- (6) 施設の応急復旧活動の実施

第19節 応急教育活動

地震発生時、学校等の施設では、園児・児童・生徒の安全確保を行うとともに、避難所開設への協力と、速やかな教育活動の再開に向けた活動が必要である。この節は、災害時の教育活動、避難所への協力、学用品等の供与等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急教育対策	●学校の災害直後の措置 (文教対策部教育庶務班)	●児童・生徒、教職員の安否の確認 (文教対策部学校班) ●応急教育の実施 (文教対策部学校班)	⇒
避難所支援対策	●避難所開設への支援 (文教対策部教育庶務班)		
応急保育対策	●保育園の災害直後の措置 (救援対策部第3救援班)	●園児、職員の安否の確認 (救援対策部第3救援班) ●応急保育の実施 (救援対策部第3救援班)	⇒

第1 学校の災害直後の措置

1 災害が発生した場合の措置

災害が発生した場合、学校長は次の措置を行い、文教対策部教育庶務班を通じて災害対本部に報告する。

(1) 勤務時間内

学 校 長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ○ 児童、生徒は学校にて保護者に引き渡す。あるいは教員の引率により、集団下校させる。 ○ 災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

第3章 災害応急対策計画

(2) 勤務時間外

学 校 長	○ 参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教 職 員	○ 勤務時間外に災害が発生した場合は、所属の学校に参集する。

2 市が災害に関する情報を受けた場合の措置

本部長は、災害に関する情報は文教対策部教育庶務班を通じて、学校長へ伝達する。

学 校 長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ○ ラジオ、テレビ、防災行政無線等で被害状況等の災害情報を収集する。 ○ 児童・生徒への伝達には、混乱防止の配慮をする。 ○ 状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等適切に措置する。
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象状況その他の災害に関する情報に注意する。 ○ 災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して 応急教育体制に備える。

第2 児童・生徒、教職員の安否の確認

文教対策部学校班は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

学校長	○ 児童・生徒・教職員の安否をまとめ、文教対策部教育庶務班に報告する。
教職員	○ 児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

第3 応急教育の実施

1 施設・職員等の確保

(1) 応急教育の実施場所の確保

学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 場 所
校舎の一部が被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別教室 ○ 屋内体育館 ○ 2部授業を実施する
校舎の全部が被害を受けた場合	○ 公民館等の公共施設、隣接学校の校舎

特定の地域について、大きな被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置
-----------------------	--

(2) 応急教育の実施

文教対策部学校班及び学校長は、準備した応急教育計画に基づき臨時の学級編成を行うなど、応急教育の実施に努め、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。また、通学路その他安全について遺漏のないように指導する。集団登下校の際は、地域住民、関係機関・団体、父母の協力を得るようにする。

(3) 教職員の応援

文教対策部学校班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、おおむね次のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 ○ 児童・生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

(2) 学習に関する教育内容

<ul style="list-style-type: none"> ○ 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接・間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
--

3 学用品の調達及び給与

学用品については、次のとおりの調達及び給与を行う。

第3章 災害応急対策計画

給与の対象	災害により住家に被害を受け、学用品を失い、またはき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内と定められている。
調達の方法	災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育長に調達を指示する。文教対策部学校班は、指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

詳細については、災害救助法の規定による。

4 その他の留意事項

- 施設内における児童・生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、養護教諭等がある。重傷者がある場合は、病院に搬送する。
- 学校給食については、原則として一時中止するが、できるかぎり給食を継続できるように応急措置に努め、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。

第4 避難所開設への支援

避難所に指定されている学校の教職員は、避難者が避難してきた場合、体育館等を開放し、避難収容に協力する。また、施設の利用等について、避難所に派遣された職員と協議し、運営に協力する。ただし、教職員は、市職員ではないため、避難所の運営要員としては、協力者の立場とする。

第5 保育園の災害直後の措置

救援対策部第3救援班は、保育園の災害直後の措置について、第1「学校の災害直後の措置」を準用して行う。

第6 園児、職員の安否の確認

園児、職員の安否の確認については、第2「児童・生徒、教職員の安否の確認」を準用する。

第7 応急保育の実施

1 応急保育の実施

保育園長は、次のとおり応急保育を実施する。

- (1) 職員を掌握して保護者及び園児の被災状況を把握する。

- (2) 保育園の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。
- (3) 応急保育計画に基づき、受け入れ可能な園児は、保育園において保育する。

2 その他の留意事項

(1) 園児の避難時の注意事項

- (ア) 避難場所を確認する。
- (イ) 左手で右腕を軽くおさえ、順に避難する。
- (ウ) 前の人を追い越さず、話をしないで避難する。
- (エ) 保育士は、室内を確認して園児とともに避難する。
- (オ) 避難所に到着した順に整列し、人員点呼を行う。
- (カ) 指示があるまでその位置を離れない。

(2) 園児の救護

施設内の園児の救護は原則として、保育園医及び医師会等に協力を求める。

(3) 園児の給食

給食については、原則として、一時中止する。

3 幼稚園における応急保育

幼稚園における応急保育は、次のように読みかえるものとする。

保育園	→	幼稚園
救援対策部第3救援班	→	文教対策部学校班
保育士	→	教諭
保育園医	→	幼稚園医

第20節 農林漁業対策

地震発生時には、市民への支援だけでなく、農作物や家畜等への対応も必要となる。この節は、家畜の飼料確保や農林漁業施設への対策等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
農林漁業対策		<ul style="list-style-type: none"> ●農林漁業の被害の調査 (土木建築対策部土木班 [林業関係]、産業輸送対策部第2産業班) ●飼料の確保 (産業輸送対策部第2産業班) 	<ul style="list-style-type: none"> ●農林漁業施設の防疫 (土木建築対策部土木班 [林業関係]、産業輸送対策部第2産業班) <p style="text-align: center;">⇒</p>

第1 農林漁業の被害の調査

土木建築対策部土木班、産業輸送対策部第2産業班は、道の被害状況判定基準に基づき、林漁業用施設の被害調査を行う。

- (1) 畜産物
- (2) 農作物
- (3) 農林他
- (4) 農林漁業用施設
- (5) 共同利用施設
- (6) 営農林施設

第2 飼料の確保

産業輸送対策部第2産業班は、家畜飼料の不足が予想される場合、各農家の飼料の確保に協力する。

第3 農林漁業施設の防疫

1 農林漁業施設の防疫活動

土木建築対策部土木班、産業輸送対策部第2産業班は、次のような農林漁業施設の防疫活動を促進する。

- (1) 農作物及び家畜の伝染病の予防
- (2) 被災施設の防疫
- (3) 災害地の林野の病害虫の防疫

2 死体獣畜の処理

死体獣畜の処理については、第15節第3の6「死体獣畜の処理」を参照のこと。

第21節 災害救助法の適用

大規模な災害が発生した場合の災害救助（各応急対策）は、災害救助法により国の責任において行われることとなっている。この節は、災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続きの方法等について定めたものである。

項目	内容
災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用基準 ●滅失世帯の算定基準 ●災害救助法の適用手続き（総括部連絡記録班） ●災害救助法による救助の内容等 ●救助業務の実施者

第1 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定による。本市における具体的適用は次のいずれか1つに該当する場合である。

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 100世帯以上	第1項の1
(2) 道内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	道 2,500世帯以上 かつ市 50世帯以上	第1項の2
(3) 道内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	道 12,000以上 かつ市多数	第1項の3
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項の3
(5) 多数の者が生命または、身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合	※	第1項の4

(注) ※印の場合は、道知事が内閣府と事前協議を行う必要がある。

(注2) 上記(4)に係る事例

ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること

イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離または孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること

(注3) 上記(5)に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

- ア 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合
- イ 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
- エ 山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害の発生や多数の者が死傷した場合

2 被害状況の判断基準

本市における被害程度の判断は、別に示す被害の判定基準によって行うものとする。

※資料編 被害状況の判定基準

第2 滅失世帯の算定基準

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし算を行う。

滅失住家 1世帯	住家被害状況	算定根拠
	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水	3世帯

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>（1）被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

<p>住家の半壊 半焼等</p>	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、半焼等すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
<p>一部破損</p>	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みである場合は、市長は直ちにその旨、胆振総合振興局長を経由して道知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 適用を必要とする機関 ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 ⑥ その他必要な事項 |
|---|

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、道知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに道知事に報告する。その後の処置に関しては、道知事の指揮を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は道知事に対して行なうが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第4 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は、資料編を参照のこと。

※資料編 災害救助法による救助の内容等

第5 災害業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、道知事が実施者となり、市長は、道知事の補助または委任による執行として、救助を行う。

※根拠法令：災害救助法第30条

道知事により市長に事前委任されている救助の種類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 収容避難所の設置及び収容 ② 炊き出し、その他による食品の給与 ③ 飲料水の供給 ④ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与 ⑤ 医療及び助産 ⑥ り災者の救出 ⑦ 学用品の供与 ⑧ 住宅の応急修理 ⑨ 遺体の捜索・埋葬・処理 ⑩ 障害物の除去 ⑪ 応急仮設住宅の設置 ⑫ 輸送及び人夫の雇上げ |
|---|

救助の実施にあたっては、各種帳簿の作成業務があるので、総括部連絡記録班は、各部班関係帳簿の作成を指示し、整理を実施する。また、これを道災害対策本部に報告する。なお帳簿の諸様式を資料編に示す。

※資料編 災害救助法様式